

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-127 改2
提出年月日	平成30年6月18日

V-2-1-9 機能維持の基本方針

目 次

1. 概要	1
2. 機能維持の確認に用いる設計用地震力	2
3. 構造強度	11
3.1 構造強度上の制限	11
3.2 変位, 変形の制限	97
4. 機能維持	98
4.1 動的機能維持	98
4.2 電気的機能維持	101
4.3 気密性の維持	101
4.4 止水性の維持	102
4.5 遮蔽性の維持	102
4.6 支持機能の維持	103
4.7 通水機能及び貯水機能の維持	104

1. 概要

本資料は、V-2-1-1 「耐震設計の基本方針」 のうち「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定法及び「5. 機能維持の基本方針」に示す機能維持の考え方に基づき、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の機能維持に関する基本的な考え方を説明するものである。

2. 機能維持の確認に用いる設計用地震力

機能維持の確認に用いる設計用地震力については、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」の「4. 設計用地震力」に示す設計用地震力の算定法に基づくこととし、具体的な算定法は表 2-1 に示す。

表 2-1 設計用地震力

(1) 静的地震力

(設計基準対象施設)

静的地震力及び必要保有水平耐力は、次の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

種別	耐震 クラス	地震層せん断力係数 及び水平震度	地震層せん断力係数 (必要保有水平耐力算 出用)	鉛直震度
建物・構築物	S	$3.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	$1.0 \cdot C_v^{*3}$ (0.240)
	B	$1.5 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—
	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	$1.0 \cdot C_i^{*2}$	—
機器・配管系	S	$3.6 \cdot C_i^{*1}$	—	$1.2 \cdot C_v^{*3}$ (0.288)
	B	$1.8 \cdot C_i^{*1}$	—	—
	C	$1.2 \cdot C_i^{*1}$	—	—
土木構造物	C	$1.0 \cdot C_i^{*1}$	—	—

注記*1 : C_i は標準せん断力係数を 0.2 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_i の分布係数

C_0 : 標準せん断力係数 0.2

*2 : C_i は標準せん断力係数を 1.0 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t : 振動特性係数 0.8

A_i : C_i の分布係数

C_0 : 標準せん断力係数 1.0

*3 : 震度 0.3 とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定とする。また次式より求めた値を表に記載した。

$$C_v = 0.3 \cdot R_v$$

R_v : 振動特性係数 0.8

(重大事故等対処施設)

静的地震力は、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備、及び当該設備が設置される重大事故等対処施設に適用するものとし、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。

種別	* ¹ 設備分類 施設区分	* ² 耐震 クラス	地震層せん断力係数 及び水平震度	地震層せん断力係数 (必要保有水平耐力 算出用)	鉛直震度
建物・ 構築物	②	B	1.5・C _i ^{*3}	1.0・C _i ^{*4}	—
	②	C	1.0・C _i ^{*3}	1.0・C _i ^{*4}	—
機器・ 配管系	①	B	1.8・C _i ^{*3}	—	—
	①	C	1.2・C _i ^{*3}	—	—
土木構造物	①, ②	C	1.0・C _i ^{*3}	—	—

注記 *1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

②：①が設置される重大事故等対処施設

*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

*3：C_iは標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t：振動特性係数 0.8

A_i：C_iの分布係数

C₀：標準せん断力係数 0.2

*4：C_iは標準せん断力係数を1.0とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

$$C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0$$

R_t：振動特性係数 0.8

A_i：C_iの分布係数

C₀：標準せん断力係数 1.0

(2) 動的地震力

(設計基準対象施設)

動的地震力は、以下の入力地震動又は入力地震力に基づき算定する。

種別	耐震 クラス	入力地震動又は入力地震力 ^{*1}	
		水平	鉛直
建物・ 構築物	S	弾性設計用地震動 S_d	弾性設計用地震動 S_d
		基準地震動 S_s	基準地震動 S_s
	B	弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*2}$	弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*2}$
機器・ 配管系	S	設計用床応答曲線 S_d 又は 弾性設計用地震動 S_d	設計用床応答曲線 S_d 又は 弾性設計用地震動 S_d
		設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s
	B	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2^{*2}$	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2^{*2}$
土木構造物	屋外重要 土木構造物	C	基準地震動 S_s
津波防護施設・ 浸水防止設備・ 津波監視設備	S	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s

注記 *1：設計用床応答曲線は、弾性設計用地震動 S_d 及び基準地震動 S_s に基づき作成した設計用床応答曲線とする。

*2：水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

(重大事故等対処施設)

動的地震力は、重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分に応じて、以下の入力地震動又は入力地震力に基づき算定する。

種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	入力地震動又は入力地震力*3	
			水平	鉛直
建物・構築物	(4), (6)	S	基準地震動 S_s	基準地震動 S_s
			基準地震動 S_s	基準地震動 S_s
	(3), (5)		*4 弾性設計用地震動 S_d	*4 弾性設計用地震動 S_d
	(2)	B	*5 弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2$	
機器・配管系	(3), (5)	S	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s
			設計用床応答曲線 S_d 又は弾性設計用地震動 S_d	設計用床応答曲線 S_d 又は弾性設計用地震動 S_d
	(1)	B	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2$ *5	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2$ *5
土木構造物	(3), (4) (5), (6)	S	基準地震動 S_s	基準地震動 S_s
	(1), (2)	C	基準地震動 S_s *6	基準地震動 S_s *6

注記 *1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

②：①が設置される重大事故等対処施設

③：常設耐震重要重大事故防止設備

④：③が設置される重大事故等対処施設

⑤：常設重大事故緩和設備

⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設

*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

*3：設計用床応答曲線は、弾性設計用地震動 S_d 及び基準地震動 S_s に基づき作成した設計用床応答曲線とする。

*4：放射性物質放出の最終障壁である原子炉格納容器に適用する。

*5：水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のある施設に適用する。

*6：屋外重要土木構造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。

(3) 設計用地震力

(設計基準対象施設)

種別	耐震 クラス	水平	鉛直	摘要
建物・構築物	S	地震層せん断力係数 $3.0 \cdot C_i$	静的震度 (0.240)	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。
		弹性設計用地震動 S_d	弹性設計用地震動 S_d	水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法又は二乗和平方根(SRSS)法による。
		基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	荷重の組合せは、組合せ係数法又は二乗和平方根(SRSS)法による。
	B	地震層せん断力係数 $1.5 \cdot C_i$	—	—
		弹性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*1}$	弹性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*1}$	荷重の組合せは、組合せ係数法又は二乗和平方根(SRSS)法による。
	C	地震層せん断力係数 $1.0 \cdot C_i$	—	—
機器・配管系	S	静的震度 $3.6 \cdot C_i$	静的震度 (0.288)	*2, *3 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。
		設計用床応答曲線 S_d 又は 弹性設計用地震動 S_d	設計用床応答曲線 S_d 又は 弹性設計用地震動 S_d	水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は二乗和平方根(SRSS)法による。
		設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	*3 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。

種別	耐震 クラス	水平	鉛直	摘要
機器・ 配管系	B	静的震度 $1.8 \cdot C_i$	—	*3, *4 水平方向及び鉛直 方向が動的地震力 の場合は二乗和平方根(SRSS)法によ る。
		弹性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*1}$	弹性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*1}$	
	C	静的震度 $1.2 \cdot C_i$	—	
土木構造物	C	静的震度 $1.0 \cdot C_i$	—	—
		基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	—
	C	静的震度 $1.0 \cdot C_i$	—	—
津波防護施設・ 浸水防止設備・ 津波監視設備	S	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	荷重の組合せは、組 合せ係数法又は二 乗和平方根(SRSS) 法による。

注記 *1 : 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のある施設に適用する。

*2 : 水平方向における動的と静的大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的大きい方の地震力を、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

*3 : 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

*4 : 水平方向における動的と静的大きい方の地震力と、鉛直における動的地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

(重大事故等対処施設)

種別	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震 クラス	水平	鉛直	摘要
建物・構築物	(4), (6)	S	基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	荷重の組合せは、組合せ係数法又は二乗和平方根(SRSS)法による。
			基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	
			*3 弾性設計用地震動 S_d	*3 弾性設計用地震動 S_d	
	(3), (5)	B	地震層せん断力係数 $1.5 \cdot C_i$	—	—
			弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*4}$	弾性設計用地震動 $S_d \cdot 1/2^{*4}$	荷重の組合せは、組合せ係数法による。
			地震層せん断力係数 $1.0 \cdot C_i$	—	—
	(2)	C	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	設計用床応答曲線 S_s 又は 基準地震動 S_s	*5 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。
			設計用床応答曲線 S_d 又は 弾性設計用地震動 S_d	設計用床応答曲線 S_d 又は 弾性設計用地震動 S_d	
			静的震度 $1.8 \cdot C_i$	—	
機器・配管系	(3), (5)	S	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2^{*4}$	設計用床応答曲線 $S_d \cdot 1/2^{*4}$	*5 荷重の組合せは、二乗和平方根(SRSS)法による。
			静的震度 $1.2 \cdot C_i$	—	
			—	—	
土木構造物	(3), (4) (5), (6)	S	基準地震動 S_s	基準地震動 S_s	—
		C	基準地震動 S_s^{*7}	基準地震動 S_s^{*7}	—
	①, ②	C	静的震度 $1.0 \cdot C_i$	—	—

注記 *1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

- ①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備
- ②：①が設置される重大事故等対処施設
- ③：常設耐震重要重大事故防止設備
- ④：③が設置される重大事故等対処施設
- ⑤：常設重大事故緩和設備
- ⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設

*2：常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

*3：放射性物質放出の最終障壁である原子炉格納容器に適用する。

*4：水平方向及び鉛直方向の地震動に対して共振のある施設に適用する。

*5：絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

*6：水平における動的と静的大きい方の地震力と、鉛直における動的地震力を、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

*7：屋外重要土木構造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。

3. 構造強度

3.1 構造強度上の制限

発電用原子炉施設の耐震設計については、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.1 構造強度」に示す考え方に基づき、設計基準対象施設における各耐震重要度及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた設計用地震力が加わった場合、これらに生じる応力とその他の荷重によって生じる応力の合計値等を許容限界以下とする設計とする。

許容限界は、施設の種類及び用途を考慮し、安全機能が維持できるように十分に余裕を見込んだ値とする。

地震力による応力とその他の荷重による応力の組合せに対する許容値は、表 3-1 に示す通りとする。また、建物・構築物の保有水平耐力は、必要保有水平耐力に対して、妥当な安全余裕を有する設計とする。支持性能が必要となる施設の基礎地盤については、接地圧が安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の支持力又は支持力度と比べて妥当な余裕を有する設計とし、設計基準対象施設における耐震重要度及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた許容限界を設定する。

耐震設計においては、地震力に加えて、自然条件として積雪荷重及び風荷重を組合せる。積雪荷重及び風荷重の設定フローを図 3-1 に示す。積雪荷重については、屋外に設置されている施設のうち、積雪による受圧面積が小さい施設、又は埋設構造物等常時の荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除き、地震力と組み合わせる。また、風荷重については、屋外に設置されている施設のうち、コンクリート構造物等の自重が大きい施設を除いて、風荷重の影響が地震力と比べて相対的に無視できないような構造、形状及び仕様の施設においては、地震力と組み合わせる。表 3-2 に施設の区分ごとの、積雪荷重及び風荷重の組合せを示す。

通常運転時の状態、運転時の異常な過渡変化時の状態及び事故時の状態については、次のように定義される運転状態 I、運転状態 II、運転状態 III、運転状態 IV 及び運転状態 V のそれぞれの状態として考慮する。

- (1) 「運転状態 I」とは、発電用原子炉施設の通常運転時の状態をいう。ここで通常運転とは、運転計画等で定める起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等の発電用原子炉施設の運転をいう。
- (2) 「運転状態 II」とは、運転状態 I から逸脱した運転状態であって、運転状態 III、運転状態 IV、運転状態 V 及び試験状態以外の状態をいう。「試験状態」とは、耐圧試験により原子炉施設に最高使用圧力を超える圧力が加えられている状態をいう。
- (3) 「運転状態 III」とは、発電用原子炉施設の故障、異常な作動等により原子炉の運転の停止が緊急に必要とされる運転状態をいう。
- (4) 「運転状態 IV」とは、発電用原子炉施設の安全性を評価する観点から異常な状態を想定した運転状態をいう。
- (5) 「運転状態 V」とは、発電用原子炉施設が重大事故に至るおそれがある事故、又は重大事故の状態で、重大事故等対処施設の機能が必要とされる運転状態をいう。なお、V-3「強度に関する説明書」に記載の「運転状態 IV を超える事象」に相当するものである。

使用済燃料乾式貯蔵容器については、次のように定義される設計事象 I、設計事象 II、設計

事象III、設計事象IVのそれぞれの状態を考慮する。

- (1) 「設計事象I」とは、使用済燃料乾式貯蔵容器の通常の取扱い時及び貯蔵時の状態をいう。
- (2) 「設計事象II」とは、設計事象I、設計事象III、設計事象IV及び試験状態以外の状態をいう。「試験状態」とは、耐圧試験により使用済燃料乾式貯蔵容器に最高使用圧力を超える圧力が加えられている状態をいう。
- (3) 「設計事象III」とは、使用済燃料乾式貯蔵容器又はその取扱い機器等の故障、異常な作動等により、貯蔵又は計画された取扱いの停止が緊急に必要とされる状態をいう。
- (4) 「設計事象IV」とは、使用済燃料乾式貯蔵容器の安全設計上想定される異常な事態が生じている状態をいう。

表 3-1 荷重の組合せ及び許容限界

(1) 建物・構築物

(設計基準対象施設)

a. 建物・構築物 (原子炉格納容器を除く)

建物・構築物	耐震クラス	荷重の組合せ	許容限界	
			建物・構築物	基礎地盤の支持性能
建物・構築物	S クラス	* ¹ $G + P + K_d$	質点系モデルによる地震応答解析の最大せん断ひずみがおおむね弾性状態に留まる範囲で耐えること又は部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値又は CCV 規格 ^{*2} における荷重状態Ⅲの許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。
		$G + P + K_s$	質点系モデルによる地震応答解析の最大せん断ひずみが 2.0×10^{-3} を超えないこと又は部材に生じる応力が終局耐力に対し妥当な安全余裕を有していることあるいは部材に生じる応力又はひずみが CCV 規格 ^{*2} における荷重状態Ⅳの許容値を超えないこととする。	地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を持たせる。
	B クラス	$G + P + K_B$	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。
	C クラス	$G + P + K_C$	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。

[記号の説明]

 G : 固定荷重 P : 積載荷重 K_d : 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力 K_s : 基準地震動 S_s による地震力 K_B : 耐震B クラスの施設に適用される静的地震力又は動的地震力 K_C : 耐震C クラスの施設に適用される静的地震力

注記*1 : 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重は、弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力と組み合わせる。

*2 : 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会, 2003)

b. 原子炉格納容器

	荷重状態	荷重の組合せ	許容限界
			建物・構築物
原子炉格納容器	III	$D + L + P_1 + T_1 + K_d$	部材に生じる応力が CCV 規格 ^{*3} における荷重状態IIIの許容値を超えないこととする。
		$D + L + P_2 + T_2 + K_d^{*1}$	部材に生じる応力が CCV 規格 ^{*3} における荷重状態IIIの許容値を超えないこととする。
	IV	$D + L + P_1 + K_s$	部材に生じる応力若しくはひずみが CCV 規格 ^{*3} における荷重状態IVの許容値を超えないこととする。
		$D + L + P_2 + K_d^{*2}$	部材に生じる応力若しくはひずみが CCV 規格 ^{*3} における荷重状態IVの許容値を超えないこととする。

[記号の説明]

D : 死荷重

L : 活荷重

P₁ : 運転時圧力荷重

T₁ : 運転時温度荷重

P₂ : 異常時圧力荷重

T₂ : 異常時温度荷重

K_d : 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力

K_s : 基準地震動 S_s による地震力

注記*1 : 冷却材喪失事故時の荷重として圧力の最大値は考慮しない。

*2 : 原子炉格納容器は原子炉冷却材喪失時の最終障壁となることから、構造体全体としての安全余裕を確認する意味で、原子炉冷却材喪失後の最大内圧と S_d (又は静的地震力) との組合せを考慮するものとし、内圧は安全側に原子炉格納容器の最高使用圧力に置き換えるものとする。

*3 : 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社) 日本機械学会, 2003)

(重大事故等対処施設)

a. 建物・構築物 (原子炉格納容器を除く)

建物・構築物	*1 設備分類 施設区分	*2 耐震クラス	荷重の組合せ	許容限界	
				建物・構築物	基礎地盤の支持性能
建物・構築物	③, ④ ⑤, ⑥	S クラス	G + P + A + K _S	要求機能が維持されることとする。	地盤の極限支持力度に対して妥当な安全余裕を持たせる。
	②	B クラス	G + P + K _B	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。
	②	C クラス	G + P + K _C	部材に生じる応力が短期許容応力度に基づく許容値を超えないこととする。	地盤の短期許容支持力度とする。

[記号の説明]

G : 固定荷重

P : 積載荷重

A : 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれのある事象による荷重、又は重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち長期的な荷重

K_S : 基準地震動 S_s による地震力

K_B : 耐震Bクラスの施設に適用される静的地震力又は動的地震力

K_C : 耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力

注記*1 : 重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

- ① : 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備
- ② : ①が設置される重大事故等対処施設
- ③ : 常設耐震重要重大事故防止設備
- ④ : ③が設置される重大事故等対処施設
- ⑤ : 常設重大事故緩和設備
- ⑥ : ⑤が設置される重大事故等対処施設

*2 : 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスをSと表記する。

b. 原子炉格納容器

		荷重状態	荷重の組合せ	許容限界
				建物・構築物
原子 炉 格 納 容 器	コンクリート部	III	$D + L + P_2 + T_2 + K_d^{*1}$	部材に生じる応力が CCV 規格 ² における荷重状態IIIの許容値を超えないこととする。
		IV	$D + L + P_1 + K_s$	部材に生じる応力若しくはひずみが CCV 規格 ² における荷重状態IVの許容値を超えないこととする。
		V ^{*3}	$D + L + P_3 + K_{SAd}$ $D + L + P_4 + K_s$	部材に生じる応力若しくはひずみが CCV 規格 ² における荷重状態IVの許容値を超えないこととする。

[記号の説明]

D : 死荷重

L : 活荷重

P₁ : 運転時圧力荷重P₂ : 異常時圧力荷重T₂ : 異常時温度荷重P₃ : 重大事故等時圧力荷重（重大事故等時の状態で長期的（以下「SA (L) 時」という。）に作用する荷重）P₄ : 重大事故等時圧力荷重（SA 時の状態で SA (L) 時より更に長期的（以下「SA (LL) 時」という。）に作用する荷重）K_d : 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力K_{SAd} : 弹性設計用地震動 S_d による地震力K_s : 基準地震動 S_s による地震力

注記*1 : 冷却材喪失事故時の荷重として圧力の最大値は考慮しない。

*2 : 発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社)日本機械学会, 2003)

*3 : 重大事故等時の状態

(2) 機器・配管系

a. 記号の説明

D : 死荷重

P : 地震と組み合わすべきプラントの運転状態（地震との組合せが独立な運転状態IV, Vは除く）における圧力荷重

M : 地震及び死荷重以外で地震と組み合わすべきプラントの運転状態（地震との組合せが独立な運転状態IV, Vは除く）で設備に作用している機械的荷重

各運転状態におけるP及びMについては、安全側に設定された値（最高使用圧力、設計機械荷重等）を用いてもよい。

P_L : 地震との組合せが独立な運転状態IVの事故の直後を除き、その後に生じている圧力荷重M_L : 地震との組合せが独立な運転状態IVの事故の直後を除き、その後に生じている死荷重及び地震荷重以外の機械的荷重P_D : 地震と組み合わすべきプラントの運転状態I及びII（運転状態III及び地震従属事象として運転状態IVに包絡する状態がある場合にはこれを含む。）又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重M_D : 地震と組み合わすべきプラントの運転状態I及びII（運転状態III及び地震従属事象として運転状態IVに包絡する状態がある場合にはこれを含む。）又は当該設備に設計上定められた機械的荷重P_d : 当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重M_d : 当該設備に設計上定められた機械的荷重P_{SAL} : 重大事故等時の状態（運転状態V）で長期的（長期（L））に作用する圧力荷重M_{SAL} : 重大事故等時の状態（運転状態V）で長期的（長期（L））に作用する機械的荷重P_{SALL} : 重大事故等時の状態（運転状態V）で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（L））に作用する圧力荷重M_{SALL} : 重大事故等時の状態（運転状態V）で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（L））に作用する機械的荷重P_{SAD} : 重大事故等時の状態（運転状態V）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた設計圧力による荷重M_{SAD} : 重大事故等時の状態（運転状態V）における運転状態等を考慮して当該設備に設計上定められた機械的荷重S_d : 弹性設計用地震動S_dにより定まる地震力S_{d*} : 弹性設計用地震動S_dにより定まる地震力又はSクラス設備に適用される静的地震力S_s : 基準地震動S_sにより定まる地震力S_B : 耐震Bクラス設備に適用される地震動により定まる地震力又は静的地震力S_C : 耐震Cクラス設備に適用される静的地震力

$\text{III}_{\text{A}} \text{S}$: 発電用原子力設備規格（設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））JSME S NC 1-2005/2007）（日本機械学会 2007年9月）（以下「設計・建設規格」という。）の供用状態C相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
$\text{IV}_{\text{A}} \text{S}$: 設計・建設規格の供用状態D相当の許容応力を基準として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
$\text{V}_{\text{A}} \text{S}$: 運転状態V相当の応力評価を行う許容応力状態を基本として、それに地震により生じる応力に対する特別な応力の制限を加えた許容応力状態
$\text{B}_{\text{A}} \text{S}$: 耐震Bクラス設備の地震時の許容応力状態
$\text{C}_{\text{A}} \text{S}$: 耐震Cクラス設備の地震時の許容応力状態
$\text{I} + \text{S}_{\text{d}}^*$	設計事象Iの貯蔵時の状態において、 S_{d}^* 地震力が作用した場合の許容応力区分
$\text{I} + \text{S}_{\text{s}}$	設計事象Iの貯蔵時の状態において、 S_{s} 地震力が作用した場合の許容応力区分
S_{y}	: 設計降伏点 設計・建設規格 付録材料図表 Part5表8に規定される値
S_{u}	: 設計引張強さ 設計・建設規格 付録材料図表 Part5表9に規定される値
S_{m}	: 設計応力強さ 設計・建設規格 付録材料図表 Part5表1に規定される値。ただし、耐圧部テンションボルトにあっては設計・建設規格 付録材料図表 Part5表2に規定される値
S	: 許容引張応力 設計・建設規格 付録材料図表 Part5表5又は表6に規定される値 ただし、クラスMC容器にあっては設計・建設規格 付録材料図表 Part5表3に規定される値 また、耐圧部テンションボルトについては、クラスMCにあっては設計・建設規格 付録材料図表 Part5表4に規定される値。その他については設計・建設規格 付録材料図表 Part5表7に規定される値
F	: 設計・建設規格 SSB-3121.1(1)により規定される値
S_{h}	: 最高使用温度における許容引張応力 設計・建設規格 付録材料図表 Part5表5 又は表6に規定される値
f_{t}	: 許容引張応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(1)により規定される値。ボルト等に対して設計・建設規格 SSB-3131(1)により規定される値
f_{s}	: 許容せん断応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(2)により規定される値。ボルト等に対しては、設計・建設規格 SSB-3131(2)により規定される値
f_{c}	: 許容圧縮応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(3)により規定される値
f_{b}	: 許容曲げ応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により規定される値
f_{p}	: 許容支圧応力 支持構造物（ボルト等を除く。）に対して設計・建設規格

SSB-3121.1(5)により規定される値

f_t^* , f_s^* , f_c^* , f_b^* , f_p^* :

上記の f_t , f_s , f_c , f_b , f_p の値を算出する際に設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表 8 に規定する値とあるのを設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表 8 に規定する値の 1.2 倍の値と読み替えて計算した値。ただし、その他の支持構造物の上記 $f_t \sim f_p^*$ においては、設計・建設規格 SSB-3121.1(1)a の F 値は S_y 及び $0.7S_u$ のいずれか小さい方の値。ただし、使用温度が 40°C を超えるオーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金にあっては、 $1.35S_y$, $0.7S_u$ 又は S_y (RT) のいずれか小さい方の値。また、 S_y (RT) は 40°C における設計降伏点の値

- T_L : 形式試験により支持構造物が破損するおそれのある荷重(N)
(同一仕様につき 3 個の試験の最小値又は 1 個の試験の 90%)
- S_{y_d} : 最高使用温度における設計降伏点 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表 8 に規定される値
- S_{y_t} : 試験温度における設計降伏点 設計・建設規格 付録材料図表 Part5 表 8 に規定される値
- A S S : オーステナイト系ステンレス鋼
- H N A : 高ニッケル合金
- L : 活荷重
- P_1 : 運転時圧力荷重
- R_1 : 運転時配管荷重
- T_1 : 運転時温度荷重
- P_2 : 異常時圧力荷重
- R_2 : 異常時配管荷重
- T_2 : 異常時温度荷重
- P_3 : 重大事故等時圧力荷重（重大事故等時の状態で長期的（長期（L））に作用する圧力荷重）
- R_3 : 重大事故等時配管荷重（重大事故等時の状態で長期的（長期（L））に作用する配管荷重）
- P_4 : 重大事故等時圧力荷重（重大事故等時の状態で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（L L））に作用する圧力荷重）
- R_4 : 重大事故等時配管荷重（重大事故等時の状態で長期的（長期（L））より更に長期的（長期（L L））に作用する配管荷重）
- K_d : 弹性設計用地震動 S_d により定まる地震力又は S クラス設備に適用される静的地震力
- K_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力
- F_c : コンクリートの設計基準強度

b. 荷重の組合せ及び許容応力

(a) S クラスの機器・配管系及び常設耐震重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備の機器・配管系

イ. クラス 1 容器及び重大事故等クラス 2 容器（クラス 1 容器）

(クラス 1 容器)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界					特別な応力限界 純せん 断応力	支圧応力
			一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力			
S	D + P + M + S _d *	III _A S	S_y と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の小 さい方。 ただし、ASS 及び HNA については $1.2 \cdot S_m$ とする。	左欄の 1.5 倍の値 ^{*6}	$3 \cdot S_m$ * ² S_d 又は S_s 地震 動のみによる応力 振幅について評価 する。	* ^{3, *4} S_d 又は S_s 地震 動のみによる疲労 解析を行い、運転 状態 I, II におけ る疲労累積係数と の和が 1.0 以下で あること。	0.6 · S_m	S_y ($1.5 \cdot S_y$)	
	$D + P_L + M_L + S_d^*$ ^{*1}		$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、ASS 及び HNA については $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の 1.5 倍の値 ^{*6}					
	D + P + M + S _s	IV _A S					0.4 · S_u	S_u ($1.5 \cdot S_u$)	

注記 *1 : 非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態 III_AS とする。*2 : $3 \cdot S_m$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く) の簡易弾塑性解析を用いる。

*3 : 設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。

ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「 S_d 又は S_s 地震動による応力の全振幅」と読み替える。

*4 : 運転状態 I, II において疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を 1.0 以下とする。

*5 : () 内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*6 : 設計・建設規格 PVB-3111 に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または 1.5 のいずれか小さい方の値 (α) を用いる。

(重大事故等クラス2容器(クラス1容器))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界					特別な応力限界 純せん 断応力	支圧応力
		一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力			
D + P + M + S _s	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、ASS 及びHNAにつ いては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小 さい方。	左欄の 1.5倍の値 ^{*6}	$3 \cdot S_m$ ^{*2} S_d 又は S_s 地震 動のみによる応力 振幅について評価 する。	S_d 又は S_s 地震 動のみによる疲労 解析を行い、運転 状態I, IIにおける 疲労累積係数と の和が1.0以下で あること。	$*3, *4$ S_d 又は S_s 地震 動のみによる疲労 解析を行い、運転 状態I, IIにおける 疲労累積係数と の和が1.0以下で あること。	$0.4 \cdot S_u$ $(1.5 \cdot S_u)$	^{*5} S_u
D + P _L + M _L + S _{d*}								
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を 用いる。)							
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s								

注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとする。

*2：3・S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く) の簡易弾塑性解析を用いる。

*3：設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。

ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S_d又はS_s地震動による応力の全振幅」と読み替える。

*4：運転状態I, IIにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。

*5：（）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*6：設計・建設規格 PVB-3111に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または1.5のいづれか小さい方の値(α)を用いる。

ロ. クラスMC容器及び重大事故等クラス2容器（クラスMC容器）

(クラスMC容器) (1/2)

耐震 クラス	荷重の組合せ ^{*1}	許容応力 状態 $\langle \text{荷重} \rangle$ $\langle \text{状態} \rangle$	許容限界				
			一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力	特別な応力限界
			純せん 断応力	支圧応力			
S	D + P + M + S d * $\langle D + L + P_1 + R_1 + T_1 \rangle$ + K d	III AS <III>	S _y と 0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHN Aについては 1.2・S と する。	左欄の 1.5倍の値 ^{*8}	3・S ^{*3} S _d 又は S _s 地震動 のみによる疲労解 析を行い、運転状態 I, IIにおける疲労 累積係数との和が 1.0 以下であるこ と。	0.6・S ^{*6} S _y (1.5・S _y)	
	D + P _L + M _L + S d * $\langle D + L + P_2 + R_2 + T_2 \rangle$ + K d						
	D + P + M + S s $\langle D + L + P_1 + R_1 \rangle$ + K s	IV AS <IV>	構造上の連続な部分は 0.6・S _u , 不連続な部分 は S _y と 0.6・S _u の小 さい方。 ただし、ASS及びHN Aについては、構造 上の連続な部分は 2・S と 0.6・S _u の小 さい方, 不連続な部分は 1.2・S とする。	左欄の 1.5倍の値 ^{*8}	0.4・S _u S _u (1.5・S _u)		
	D + P _L + M _L + S d * $\langle D + L + P_2 + R_2 \rangle$ + K d						

(クラスMC容器) (2/2)

耐震 クラス	*1 荷重の組合せ	*1 許容応力 状態 \langle 荷重 状態 \rangle	許容限界 (ライナプレート)				許容限界 (コンクリート部)						
			膜ひずみ		膜ひずみ+ 曲げひずみ		許容圧縮 応力度	許容せん断 応力度					
			引張	圧縮	引張	圧縮							
S	D + P + M + S d * $\langle D + L + P_1 + R_1 + T_1 \rangle$ + K d	III _A S <III>	0.003	0.005	0.010	0.014	$\frac{2}{3} \cdot F_c$	$1.5 \cdot (0.49 + \frac{F_c}{100})$					
	D + P _L + M _L + S d * $\langle D + L + P_2 + R_2 + T_2 \rangle$ + K d												
	D + P + M + S s $\langle D + L + P_1 + R_1 \rangle$ + K s	IV _A S <IV>					$0.85 \cdot F_c$						
	D + P _L + M _L + S d * $\langle D + L + P_2 + R_2 \rangle$ + K d												

注記*1：CCV 規格による場合は、<>内の荷重状態及び荷重の組合せに対して右欄の許容限界を適用する。

*2：P_Lは、冷却材喪失事故後 10⁻¹年後の最大内圧を考慮する。

*3：3・Sを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300（PVB-3313 を除く。S_mはSと読み替える。）の簡易弾塑性解析を用いる。

*4：設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。

ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S_d又はS_s地震動による応力の全振幅」と読み替える。

*5：運転状態 I, IIにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。

*6：（ ）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*7：原子炉格納容器は冷却材喪失事故後の最終障壁となることから、構造体全体としての安全裕度を確認する意味で、冷却材喪失事故後の最大内圧との組合せを考慮する。

*8：設計・建設規格 PVB-3111に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または1.5のいずれか小さい方の値（ α ）を用いる。

(重大事故等クラス2容器(クラスMC容器)) (1/2)

荷重の組合せ ^{*1}	許容応力状態 \langle 荷重状態 \rangle ^{*1}	許容限界				
		一次一般膜応力	一次膜応力+一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力	特別な応力限界
						純せん断応力
D + P _L + M _L + S _d [*] $\langle D + L + P_1 + R_1 + T_1 \rangle$ + K _d	III _A S $\langle III \rangle$	S _y と 0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては 1.2・Sとする。	左欄の 1.5倍の値 ^{*8}	3・S ^{*4} S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態I, IIにおける疲労累積係数との和が 1.0 以下であること。 ^{*5*6}	0.6・S	^{*7} S _y (1.5・S _y)
D + P + M + S _s $\langle D + L + P_1 + R_1 \rangle$ + K _s	IV _A S $\langle IV \rangle$	構造上の連続な部分は 0.6・S _u , 不連続な部分は、S _y と 0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては、構造上の連続な部分は 2・S と 0.6・S _u の小さい方, 不連続な部分は 1.2・S とする。	左欄の 1.5倍の値 ^{*8}		0.4・S _u	^{*7} S _u (1.5・S _u)
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d $\langle D + L + P_3 + R_3 + \rangle$ + K _d	V _A S (V _A SとしてIV _A S $\langle IV \rangle$ の許容限界を用いる。)					
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s $\langle D + L + P_4 + R_4 \rangle$ + K _s						

(重大事故等クラス2容器(クラスMC容器))(2/2)

荷重の組合せ ^{*1}	許容応力 状態 $\langle \text{荷重} \rangle$ $\langle \text{状態} \rangle$	許容限界 (ライナプレート)				許容限界 (コンクリート部)	
		膜ひずみ		膜ひずみ+ 曲げひずみ		許容圧縮 応力度	許容せん断 応力度
		引張	圧縮	引張	圧縮		
$D + P_L + M_L + S_d^*$ $\langle D + L + P_1 + R_1 + T_1 \rangle$	^{*2} $\text{III}_A S$ $\langle \text{III} \rangle$					$\frac{2}{3} \cdot F_c$	
$D + P + M + S_s$ $\langle D + L + P_1 + R_1 + K_s \rangle$	$\text{IV}_A S$ $\langle \text{IV} \rangle$						$1.5 \cdot (0.49 + \frac{F_c}{100})$
$D + P_{SAL} + M_{SAL} + S_d$ $\langle D + L + P_3 + R_3 + K_d \rangle$	^{*3} $V_A S$ ($V_A S$ と して $\text{IV}_A S$ $\langle \text{IV} \rangle$ の許 容限界を用 いる。)	0.003	0.005	0.010	0.014	$0.85 \cdot F_c$	
$D + P_{SALL} + M_{SALL} + S_s$ $\langle D + L + P_4 + R_4 + K_s \rangle$							

注記 *1 : CCV 規格による場合は、<>内の荷重状態及び荷重の組合せに対して右欄の許容限界を適用する。

*2 : P_L は、冷却材喪失事故後 10^{-1} 年後の最大内圧を考慮する。

*3 : 原子炉格納容器は、放射性物質放出の最終障壁となることから、重大事故等後の最高圧力、最高温度との組合せを考慮する。

*4 : 3・S を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。S_mはSと読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

*5 : 設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要。

ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「S_d又はS_s地震動による応力の全振幅」と読み替える。

*6 : 運転状態 I, IIにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を 1.0 以下とする。

*7 : () 内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*8 : 設計・建設規格 PVB-3111 に準じる場合は、純曲げによる全断面降伏荷重と初期降伏荷重の比または 1.5 のいずれか小さい方の値 (α) を用いる。

ハ. クラス2, 3容器及び重大事故等クラス2容器 (クラス2, 3容器)

(クラス2容器及びクラス3容器)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1}			
			一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*2}	III _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記値と $1.2 \cdot S$ との大きい方。	左欄の1.5倍の値	^{*3} S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が $2 \cdot S_y$ 以下であれば疲労解析は不要。	
			$D + P_D + M_D + S_s$	IV _A S $0.6 \cdot S_u$	左欄の1.5倍の値	

注記*1：座屈に対する評価が必要な場合には、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*2 : P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。*3 : $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。 S_m は $2/3 \cdot S_y$ と読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

(重大事故等クラス2容器(クラス2,3容器))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1}			
		一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S				
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s ^{*3}	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を 用いる。)	0.6・S _u	左欄の1.5倍の値		^{*2} S _s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。

注記*1：座屈に対する評価が必要な場合には、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*2 : 2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。S_mは2/3・S_yと読み替える。)
の簡易弾塑性解析を用いる。

*3 : 原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

二. クラス1管及び重大事故等クラス2管(クラス1管)

(クラス1管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	D + P + M + S _d *	III _A S	1.5 · S _m ^{*2}	2.25 · S _m ^{*3, *4} ただし、ねじりによる応力 が 0.55 · S _m を超える場合 は、曲げとねじりによる応 力について 1.8 · S _m とす る。	3 · S _m ^{*3, *6} S _d 又は S _s 地震動の みによる疲労解 析を行い、運転状態 I, II における疲労 累積係数との和が 1.0 以下であるこ と。	^{*3} S _d 又は S _s 地震動 のみによる疲労解 析を行い、運転状態 I, II における疲労 累積係数との和が 1.0 以下であるこ と。
	D + P _L + M _L + S _d * ^{*1}			3 · S _m ^{*3, *5} ただし、ねじりによる応力 が 0.73 · S _m を超える場合 は、曲げとねじりによる応 力について 2.4 · S _m とす る。		
	D + P + M + S _s	IV _A S	2 · S _m ^{*2}			

注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとする。*2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態III_ASの一次一般膜応力の許容値の0.8倍の値とする。

*3：サポート用ラグ等が配管に直接溶接されている場合、配管に発生する局部的応力についても応力評価を行う。

*4：許容応力状態III_ASと供用状態Cを考慮し、2.25 · S_mと1.8 · S_yの小さい方を許容値とする。*5：許容応力状態IV_ASと供用状態Dを考慮し、3 · S_mと2 · S_yの小さい方を許容値とする。*6：3 · S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300(同 PVB-3313 を除く)又は PPB-3536(1), (2), (4)及び(5)の簡易弾塑性解析を用いる。

(重大事故等クラス2管(クラス1管))

荷重の組合せ	許容応力 状 態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
D + P + M + S _s	IV _A S	2 · S _m ^{*2}	3 · S _m ^{*3, *4} ただし、ねじりによる応力が 0.73 · S _m を超える場合は、曲げとねじりによる応力について 2.4 · S _m とする。	3 · S _m ^{*3, *5} S _d 又は S _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。	^{*3} S _d 又は S _s 地震動のみによる疲労解析を行い、運転状態 I, II における疲労累積係数との和が 1.0 以下であること。
D + P _L + M _L + S _d ^{*1}					
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d	V _A S (V _A Sとして右に示す IV _A S の許容限界を用いる。)				
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s					

注記*1：非常用炉心冷却系に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとする。

*2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態III_ASの一次一般膜応力の許容値 (1.5 · S_m) の 0.8 倍の値とする。

*3：サポート用ラグ等が配管に直接溶接されている場合、配管に発生する局部的応力についても応力評価を行う。

*4：許容応力状態IV_ASと供用状態Dを考慮し、3 · S_mと 2 · S_yの小さい方を許容値とする。

*5：3 · S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300(同 PVB-3313 を除く)又は PPB-3536(1), (2), (4)及び(5)の簡易弾塑性解析を用いる。

ホ. クラス2, 3管及び重大事故等クラス2管（クラス2, 3管）

(クラス2, 3管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*1}	III _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについて上記値と $1.2 \cdot S_h$ との大きい方。 ^{*2}	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記値と $1.2 \cdot S_h$ との大きい方。	S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が $2 \cdot S_y$ 以下であれば疲労解析は不要。	^{*3}
	$D + P_D + M_D + S_s$	IV _A S	$0.6 \cdot S_u$ ^{*2}	左欄の1.5倍の値		

注記*1: P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、運転状態IV(L)の荷重を含むものとする。

*2: 軸力による全断面平均応力については、許容応力状態III_ASの一次一般膜応力の許容値の0.8倍の値とする。

*3: $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PPB-3536(1), (2), (4)及び(5) (ただし、 S_m は $2/3 \cdot S_y$ と読み替える。)の簡易弾塑性解析を用いる。

(重大事故等クラス2管(クラス2, 3管))

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
$D + P_D + M_D + S_s$	$IV_A S$				S_s 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が 1.0 以下であること。 $*2$
$D + P_{SAD} + M_{SAD} + S_s$ $*3$	$V_A S$ ($V_A S$ として右に示す $IV_A S$ の許容限界を用いる。)	$0.6 \cdot S_u$ $*1$	左欄の 1.5 倍の値		ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が $2 \cdot S_y$ 以下であれば疲労解析は不要。

注記*1：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態 $III_A S$ の一次一般膜応力の許容値 (S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。ただし、ASS 及び HN A については上記値と $1.2 \cdot S_h$ との大きい方) の 0.8 倍の値とする。

*2 : $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PPB-3536(1), (2), (4) 及び(5) (ただし、 S_m は $2/3 \cdot S_y$ と読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

*3 : 原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

へ. クラス4管及び重大事故等クラス2管（クラス4管）

(クラス4管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
			一次一般膜応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ *	$\text{III}_A S$	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。
	$D + P_D + M_D + S_s$	$\text{IV}_A S$	

注記* : P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。

(重大事故等クラス2管(クラス4管))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
		一次一般膜応力
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S	
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s *	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を 用いる。)	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最 大許容ピッチ以下に確保すること。

注記*：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

ト. クラス1ポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ（クラス1ポンプ）

(クラス1ポンプ)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	D + P + M + S _d *	III _A S	S_y と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHN Aについては $1.2 \cdot S_m$ と する。	左欄の1.5倍の値	$3 \cdot S_m$ ^{*2} S_d 又は S_s 地震動の みによる疲労解析を 行い、疲労累積係数が 1.0以下であること。	S_d 又は S_s 地震動の みによる疲労解析を 行い、疲労累積係数が 1.0以下であること。
	D + P _L + M _L + S _d * ^{*1}		$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、ASS及びHN Aについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の1.5倍の値		
	D + P + M + S _s	IV _A S				

注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態IV_ASとする。*2: $3 \cdot S_m$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。) の簡易弾塑性解析を用いる。

(重大事故等クラス2ポンプ(クラス1ポンプ))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
D + P _L + M _L + S _d ^{*1}	IV _A S				
D + P + M + S _s	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、ASS及び HNAについては $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の 小さい方。	左欄の1.5倍の値	$3 \cdot S_m$ ^{*2} S _d 又はS _s 地震動の みによる応力振幅に ついて評価する。	S _d 又はS _s 地震動の みによる疲労解析を行 い、疲労累積係数が 1.0以下であること。
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d	V _A S (V _A Sとし て右に示す IV _A Sの許容 限界を用い る。)				
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s	V _A S (V _A Sとし て右に示す IV _A Sの許容 限界を用い る。)				

注記*1： 非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態IV_ASとする。

*2：3・S_mを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。) の簡易弾塑性解析を用いる。

チ. クラス2ポンプ, クラス3ポンプ, その他のポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ(クラス2, 3, その他のポンプ)

(クラス2ポンプ, クラス3ポンプ, その他のポンプ)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*1}	III _A S	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし, A S S及びH N Aについて上記値と $1.2 \cdot S$ との大きい方。	左欄の1.5倍の値	S_d 又は S_s 地震動のみによる疲労解析を行い, 疲労累積係数が1.0以下であること。ただし, 地震動のみによる一次+二次応力の変動値が $2 \cdot S_y$ 以下であれば疲労解析は不要。	^{*2}
	$D + P_D + M_D + S_s$	IV _A S	$0.6 \cdot S_u$	左欄の1.5倍の値		

注記*1: P_D 及び M_D について, 非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV(L)の荷重を含むものとする。

*2: $2 \cdot S_y$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合, 設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313を除く。 S_m は $2/3 \cdot S_y$ と読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

(重大事故等クラス2ポンプ(クラス2ポンプ, クラス3ポンプ, その他のポンプ))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S				*1 S _s 地震動のみによる疲労解析を行い, 疲労累積係数が 1.0 以下であること。ただし, 地震動のみによる一次+二次応力の変動値が 2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s	V _A S (V _A S として右に示すIV _A S の許容限界を用いる。)	0.6・S _u	左欄の 1.5 倍の値		

注記*1: 2・S_y を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。S_mは 2/3・S_y と読み替える。)

の簡易弾塑性解析を用いる。

リ. クラス1弁(弁箱)及び重大事故等クラス2弁(クラス1弁(弁箱))

(クラス1弁(弁箱))

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力
S	D + P + M + S d *	III _A S				
	D + P _L + M _L + S d * * ¹	IV _A S				—————* ²
	D + P + M + S s					

注記*1：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとし、それ以外の設備に対しては許容応力状態IV_ASとする。

*2：外径が115mm以下の管に接続される弁のうち、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 VVB-3330の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。

(重大事故等クラス2弁 (クラス1弁(弁箱)))

荷重の組合せ	許容応力 状 態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力
$D + P_L + M_L + S_d^*$ <small>*1</small>	$IV_A S$				
$D + P + M + S_s$					<small>*2</small>
$D + P_{SAL} + M_{SAL} + S_d$	$V_A S$ ($V_A S$ として右に示す $IV_A S$ の許容限界を用いる。)				
$D + P_{SALL} + M_{SALL} + S_s$					

注記*1： 非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態 $III_A S$ とし、それ以外の設備に対しては許容応力状態 $IV_A S$ とする。

*2： 外径が 115mm 以下の管に接続される弁のうち、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 VVB-3330 の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。

ヌ. クラス2弁（弁箱）及び重大事故等クラス2弁（クラス2弁（弁箱））
 （クラス2弁（弁箱））

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ ピーク応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*1}	$III_A S$				
	$D + P_D + M_D + S_s$	$IV_A S$				*1

注記*1： P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV（L）の荷重を含むものとする。

*2：バルブの肉厚が接続配管と同等の場合で、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 VWB-3330 の評価を行う。

ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。

(重大事故等クラス2弁(クラス2弁(弁箱))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
		一次一般膜応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S				
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s ^{*2}	V _A S (V _A Sとして右に示すIV _A Sの許容限界を用いる。)				————— *2

注記*1：バルブの肉厚が接続配管と同等の場合で、特に大きな駆動部を有する電動弁、空気作動弁については、設計・建設規格 VWB-3330 の評価を行う。ただし、地震時に過大な応力の発生を防ぐ処置が講じられているものは、この限りではない。

*2：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

ル. 炉心支持構造物

(設計基準対象施設)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 (ボルト等以外)					許容限界 (ボルト等)		
			一次一般膜応力	一次一般膜応力 +一次曲げ応力	特別な応力限界			一次一般膜応力	一次一般膜応力+一次曲げ応力	一次+二次応力
					純せん断応力	支圧応力	ねじり応力			
S	D + P + M + S d *	III _A S	1.5 · S _m * ¹	左欄の 1.5 倍の値	0.9 · S _m	1.5 · S _y (2.25 · S _y) * ²	1.2 · S _m	1.5 · S _m * ¹	左欄の 1.5 倍の値 ただし、S _u > 690 MPa の材料に対しては ①一次膜応力と二次膜応力を加えて求めた膜応力強さは、0.9 · S _y と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の小さい方。 ②一次応力と二次応力を加えて求めた応力強さは、0.9 · S _y 。	—
	D + P _L + M _L + S d *									
	D + P + M + S s	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ * ³ ただし、ASS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の 1.5 倍の値	1.2 · S _m	2 · S _y (3 · S _y) * ²	1.6 · S _m	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ * ³ ただし、ASS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の 1.5 倍の値	—

注記 *1 : 設計・建設規格 CSS-3160(2) の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

*2 : () 内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*3 : 設計・建設規格 CSS-3160(3) の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

(重大事故等対処施設)

荷重の組合せ	許容応力 状 態	許容限界 (ボルト等以外)					許容限界 (ボルト等)		
		一次一般膜応力	一次一般膜応力 +一次曲げ応力	特別な応力限界			一次一般 膜応力	一次一般膜 応力+一次 曲げ応力	一次+ 二次応力
				純せん断 応 力	支圧応力	ねじり 応 力			
D + P _L + M _L + S _d *	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、ASS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の 1.5 倍の値	1.2 · S _m ^{*1}	2 · S _y ^{*2} (3 · S _y)	1.6 · S _m	$\frac{2}{3} \cdot S_u^{*1}$ ただし、AS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の 1.5 倍の値 ^{*1}	—
D + P + M + S _s									
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d	V _A S (V _A S として右に示す)	IV _A S の許容限界を用いる。)							
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s									

注記*1：設計・建設規格 CSS-3160(3)の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

*2：（ ）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

ヲ. 炉内構造物

(設計基準対象施設)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 (ボルト等以外)					許容限界 (ボルト等)		
			一次一般膜応力	一次一般膜応力 +一次曲げ応力	特別な応力限界			一次一般膜応力	一次一般膜応力+一次曲げ応力	一次+二次応力
					純せん断応力	支圧応力	ねじり応力			
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*1}	III _A S	$1.5 \cdot S_m$ ^{*2}	$左欄の 1.5 倍の値$ ^{*2}	$0.9 \cdot S_m$	$1.5 \cdot S_y$ ($2.25 \cdot S_y$) ^{*3}	$1.2 \cdot S_m$	$1.5 \cdot S_m$ ^{*2} ただし、 $S_u > 690$ MPa の材料に対しては ①一次膜応力と二次膜応力を加えて求めた膜応力強さは、 $0.9 \cdot S_y$ と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の小さい方。 ②一次応力と二次応力を加えて求めた応力強さは、 $0.9 S_y$ 。	$左欄の 1.5 倍の値$ ^{*2}	-
	$D + P_D + M_D + S_s$	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ^{*4} ただし、ASS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$左欄の 1.5 倍の値$ ^{*4}	$1.2 \cdot S_m$	$2 \cdot S_y$ ($3 \cdot S_y$) ^{*3}	$1.6 \cdot S_m$	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ^{*4} ただし、ASS 及び HNA について $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	$左欄の 1.5 倍の値$ ^{*4}	-

注記*1 : P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。

*2 : 設計・建設規格 CSS-3160(2)の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

*3 : () 内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*4 : 設計・建設規格 CSS-3160(3)の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

(重大事故等対処施設)

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 (ボルト等以外)					許容限界 (ボルト等)		
		一次一般膜応力	一次一般膜応力 +一次曲げ応力	特別な応力限界			一次一般膜応力	一次一般膜応力+一次曲げ応力	一次+二次応力
				純せん断応力	支圧応力	ねじり応力			
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ *1 ただし、ASS及びHNAについて $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の *1 1.5倍の値	1.2 · S _m	$2 \cdot S_y$ (*2) $(3 \cdot S_y)$	1.6 · S _m	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ *1 ただし、ASS及びHNAについて $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と $2.4 \cdot S_m$ の小さい方。	左欄の *1 1.5倍の値	—
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s	V _A S (V _A Sとして右に示すIV _A Sの許容限界を用いる。)								

注記*1：設計・建設規格 CSS-3160(3)の崩壊荷重の下限に基づく評価を適用する場合は、この限りではない。

*2：（）内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

ワ. クラス1支持構造物及び重大事故等クラス2支持構造物（クラス1支持構造物）

(クラス1支持構造物)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験に する場合	
			一次応力					一次+二次応力				一次応力			
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断	
S	D+P+M+S d*	III _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*6}	3•f _b ^{*7}	1.5•f _p ^{*8}	1.5•f _t ^{*7, *8} 1.5•f _b , 1.5•f _s	1.5•f _t	1.5•f _s	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_y d}{S_{y t}}$
	D+P _L +M _L +S d ^{*9}	IV _A S	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。				1.5•f _p ^{*8} 1.5•f _c	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_y d}{S_{y t}}$
	D+P+M+S s														

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」（2002年日本建築学会）等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、III_ASの許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして、またIV_AS→III_ASとして応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとする。

(重大事故等クラス2支持構造物(クラス1支持構造物))

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験による場合 許容荷重			
		一次応力					一次+二次応力					一次応力				
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断			
D + P _L + M _L + S _d ^{*9}	IV _A S	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	3•f _t	^{*6} 3•f _s	^{*7} 3•f _b	1.5•f _p [*]	^{*7, *8} 1.5•f _b , 1.5•f _s 又は 1.5•f _c	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_y d}{S_y t}$		
D + P + M + S _s							S _d 又はS _s 地震動 のみによる応力振幅 について評価する。									
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を 用いる。)	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S _d 又はS _s 地震動 のみによる応力振幅 について評価する。					1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_y d}{S_y t}$		
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s																

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」（2002年日本建築学会）等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV_AS→III_AS（一次引張応力に対しては1.5•f_t、一次せん断応力に対しては1.5•f_s）として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9：非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、許容応力状態III_ASとする。

力. クラスMC支持構造物及び重大事故等クラス2支持構造物（クラスMC支持構造物）

(クラスMC支持構造物)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験に よる場合		
			一次応力					一次+二次応力				一次応力				
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断		
S	D + P + M + S d [*]	III _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*7}	3•f _b ^{*8}	1.5•f _p ^{*9}	1.5•f _b , 1.5•f _s ^{*8, *9}	1.5•f _t	1.5•f _s	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_y d}{S_y t}$	
	D + P _L + M _L + S d [*]															
	D + P + M + S s	IV _A S	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。				1.5•f _p ^{*9}	1.5•f _c [*]	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_y d}{S_y t}$
	D + P _L + M _L + S d [*]															

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、III_ASの許容応力を一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして、またIV_AS→III_ASとして応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：P_Lは、冷却材喪失事故後10⁻¹年後の最大内圧を考慮する。

*7：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*8：設計・建設規格SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*9：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*10：原子炉格納容器は冷却材喪失事故後の最終障壁となることから、構造体全体としての安全裕度を確認する意味で、冷却材喪失事故後の最大内圧との組合せを考慮する。

(重大事故等クラス2支持構造物(クラスMC支持構造物))

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験による場合 許容荷重		
		一次応力					一次+二次応力					一次応力			
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断		
D + P _L + M _L + S _d ^{*6}	III _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*7}	3•f _b ^{*8}	1.5•f _p ^{*9}		1.5•f _t	1.5•f _s	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_y d}{S_{y t}}$	
D + P + M + S _s	IV _A S														
D + P _{SAL} + M _{SAL} + S _d ^{*10} (V _A Sとして右に示すIV _A Sの許容限界を用いる。)	V _A S	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。					1.5•f _b ^{*8, *9} , 1.5•f _s [*] 又は 1.5•f _c [*]	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_y d}{S_{y t}}$
D + P _{SALL} + M _{SALL} + S _s															

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカーボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV_AS→III_AS(一次引張応力に対しては1.5•f_t、一次せん断応力に対しては1.5•f_s)として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：P_Lは、冷却材喪失事故後10⁻¹年後の最大内圧を考慮する。

*7：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*8：設計・建設規格SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*9：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*10：原子炉格納容器は、放射性物質放出の最終障壁となることから、重大事故等後の最高圧力、最高温度との組合せを考慮する。

ヨ. クラス2, 3支持構造物及び重大事故等クラス2支持構造物（クラス2, 3支持構造物）

(クラス2, 3支持構造物)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験に よる場合	
			一次応力					一次+二次応力				一次応力			
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断	
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*9}	$\text{III}_A S$	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*6}	3•f _b ^{*7}	1.5•f _p ^{*8}	1.5•f _b , 1.5•f _s ^{*8}	1.5•f _t	1.5•f _s	$T_L \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{S_y d}{S_{y t}}$
	$D + P_D + M_D + S_s$		1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S_d 又は S_s 地震動 のみによる応力振幅 について評価する。				1.5•f _p ^{*8}	1.5•f _c [*]	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」（2002年日本建築学会）等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、 $\text{III}_A S$ の許容応力を一次引張応力に対しては f_t 、一次せん断応力に対しては f_s として、また $\text{IV}_A S \rightarrow \text{III}_A S$ として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して $1.5 \cdot f_s$ とする。*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めた f_b とする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9： P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。

(重大事故等クラス2支持構造物(クラス2, 3支持構造物))

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)	形式試験による場合		
		一次応力					一次+二次応力							
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断	
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S						3•f _t	^{*6} 3•f _s	^{*7} 3•f _b	^{*8} 1.5•f _p				
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s ^{*9} <small>(右に示すIV_ASの許容限界を用いる。)</small>	V _A S (V _A Sとして)	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	<small>S_s 地震動のみによる応力振幅について評価する。</small>				^{*7, *8} 1.5•f _b , 1.5•f _s 又は 1.5•f _c	^{*9} T _L • 0.6 • $\frac{S_{y\ d}}{S_{y\ t}}$		

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV_AS→III_AS(一次引張応力に対しては1.5•f_t、一次せん断応力に対しては1.5•f_s)として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

タ. その他の支持構造物

(設計基準対象施設)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1, *2, *3} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)		形式試験に よる場合	
			一次応力					一次+二次応力				一次応力			
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断	
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$ ^{*9}	$\text{III}_A S$	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*6}	3•f _b ^{*7}	1.5•f _p ^{*8}	1.5•f _b , 1.5•f _s ^{*7, *8}	1.5•f _t	1.5•f _s	$T_L \cdot \frac{1}{2} \cdot \frac{S_y d}{S_y t}$
	$D + P_D + M_D + S_s$		1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S_d 又は S_s 地震動のみによる応力振幅について評価する。				1.5•f _p ^{*8} 又は 1.5•f _c	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	$T_L \cdot 0.6 \cdot \frac{S_y d}{S_y t}$

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」（2002年日本建築学会）等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、 $\text{III}_A S$ の許容応力を一次引張応力に対しては f_t 、一次せん断応力に対しては f_s として、また $\text{IV}_A S \rightarrow \text{III}_A S$ として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して $1.5 \cdot f_s$ とする。*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めた f_b とする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9： P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。

(重大事故等対処施設)

荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2, *3~*10} (ボルト等以外)										許容限界 ^{*2, *4} (ボルト等)	形式試験による場合			
		一次応力					一次+二次応力									
		引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	^{*5} 座屈	引張	せん断			
D + P _D + M _D + S _s	IV _A S						3•f _t	^{*6} 3•f _s	^{*7} 3•f _b							
D + P _{SAD} + M _{SAD} + S _s ^{*9}	V _A S (V _A Sとして 右に示すIV _A S の許容限界を 用いる。)	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	^{*8} S _s 地震動のみによる応力振幅について評価する。					1.5•f _b [*]	1.5•f _s 又は 1.5•f _c	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	T _L • 0.6 • $\frac{S_{y\ d}}{S_{y\ t}}$

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」（2002年日本建築学会）等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

*4：コンクリートに埋込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、IV_AS→III_AS（一次引張応力に対しては1.5•f_t、一次せん断応力に対しては1.5•f_s）として応力評価を行う。

*5：薄肉円筒形状のものの座屈の評価にあっては、クラスMC容器の座屈に対する評価式による。

*6：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*7：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*8：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9：原子炉格納容器内の設備については、原子炉格納容器の最高使用圧力を考慮する。

*10：電気計装設備、換気空調設備の評価においても準用する。

レ. 使用済燃料乾式貯蔵容器

(イ) キャスク容器^{*1}

耐震 クラス	荷重 の組合せ	許容 応力区分	許容限界 (密封シール部及びボルト以外)					許容限界 (密封シール部)			許容限界 (ボルト)			
			一次一般膜応力	一次膜応力 + 一次曲げ応力	一次応力 + 二次応力	一次応力 + 二次応力 + ピーク応力	純せん断応力	支圧応力	一次一般膜応力	一次膜応力 + 一次曲げ応力	一次応力 + 二次応力	平均引張応力	平均引張応力 + 曲げ応力	
S	D + P + M + S d * *6	I + S d *	S _y と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、AS S 及びHNAについて は 1.2・S _m とする。	左欄の 1.5倍 の値	$3 \cdot S_m$ *2 S _d 又はS _s 地震動のみによる疲労解析を行 い、設計	$*3, *4$ S _d 又はS _s 地震動のみによる応力振幅につ いて評価す る。	0.6・S _m (1.5・ S _y)	S _y *5 (1.5・ S _y)	S _y と $\frac{2}{3} \cdot S_u$ の 小さい方 ただし、AS S 及びHNAにつ いてはS _y と 1.2・S _m の小 さい方とする。	S _y	S _y	2・S _m	3・S _m	S _d 又はS _s 地 震動のみによ る疲労解析を 行い、設計事 象 I, II に おける疲労累積 係数との和が 1.0 以下であ ること。
	D + P + M + S s * *6	I + S s	$\frac{2}{3} \cdot S_u$ ただし、AS S 及びHNAについて は $\frac{2}{3} \cdot S_u$ と 2.4・S _m の小 さい方。	左欄の 1.5倍 の値	事象 I, II に おける疲労累 積係数との和 が 1.0 以下で あること。	0.4・S _u	S _u *5 (1.5・ S _u)	S _y	S _y	S _y	S _y	S _y		

注記*1：クラス1容器に準じて設計する。

*2: $3 \cdot S_m$ を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く) の簡易弾塑性解析を用いる。

*3: 設計・建設規格 PVB-3140(6)を満たすときは疲労解析不要

ただし、PVB-3140(6)の「応力の全振幅」は「 S_d 又は S_s 地震動による応力の全振幅」と読み替える。

*4: 設計事象I, IIにおいて疲労解析を要しない場合は、地震動のみによる疲労累積係数を1.0以下とする。

*5: ()内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*6: PとMの荷重は「プラントの運転状態における荷重」を「設計事象Iにおける荷重」に読み替える。

(口) バスケット^{*1}

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 区分	許容限界 (ボルト以外)					許容限界 (ボルト)		
			一次一般膜応力	一次一般膜応力 +一次曲げ応力	特別な応力限界			一次一般 膜応力	一次一般膜 応力+一次 曲げ応力	一次+ 二次応力
					純せん断 応 力	支圧応力	座屈 応 力			
S	$D + P + M + S_d^*$ ^{*4}	I + S_d^*	$1.5 \cdot S_m$	左欄の 1.5 倍の値	$0.9 \cdot S_m$	$1.5 \cdot S_y$ ($2.25 \cdot S_y$) ^{*2}	$1.5 \cdot f_b$ $1.5 \cdot f_s$ 又は $1.5 \cdot f_c$ ^{*3}	$1.5 \cdot S_m$ 左欄の 1.5 倍の値	左欄の 1.5 倍の値	—

注記*1：炉心支持構造物に準じて設計する。

*2：() 内は、支圧荷重の作用端から自由端までの距離が支圧荷重の作用幅より大きい場合の値。

*3：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*4：PとMの荷重は「プラントの運転状態における荷重」を「設計事象 I における荷重」に読み替える。

(ハ) 二次蓋^{*1}

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 区分	許容限界（ボルト以外）				許容限界（ボルト）
			一次一般膜応力	一次膜応力＋ 一次曲げ応力	一次＋二次応力	一次＋二次＋ ピーク応力	
S	D + P _D + M _D + S _{d*}	I + S _{d*}	S _y と 0.6・S _u の小さ い方。 ただし、ASS 及び H NA については上記値 と 1.2・S との大き い方。	左欄の 1.5 倍 の値	^{*2} S _d 又は S _s 地震動のみによる疲労 解析を行い、疲労累積係数が 1.0 以 下であること。ただし、地震動のみ による一次＋二次応力の変動値が 2・S _y 以下であれば疲労解析は不 要。		1.5・S
	D + P _D + M _D + S _s	I + S _s	0.6・S _u	左欄の 1.5 倍 の値	2・S		

注記*1：クラス 3 容器に準じて設計する。

*2：2・S_y を超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PVB-3300 (PVB-3313 を除く。S_m は 2/3・S_y と読み替える。) の簡易弾塑性解析を用いる。

(二) 中間胴、トラニオン及び支持構造物¹

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 区分	許容限界 ^{2, 3, 4} (ボルト等以外)									許容限界 ^{3, 5} (ボルト等)		
			一次応力					一次+二次応力						
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈		
S	⁹ D+P+M+S d*	I + S d*	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	3•f _t	3•f _s ⁶	3•f _b ⁷	1.5•f _p ⁸	1.5•f _b , 1.5•f _s ^{7, 8}	1.5•f _t	1.5•f _s
		I + S s	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]	1.5•f _c [*]	1.5•f _b [*]	1.5•f _p [*]	S _d 又は S _s 地震動の みによる応力振幅に ついて評価する。				1.5•f _p [*] 又は 1.5•f _c	1.5•f _t [*]	1.5•f _s [*]

注記*1 : クラス 1 支持構造物に準じて設計する。

*2 : 「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002 年日本建築学会) 等の幅厚比の制限を満足させる。

*3 : 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*4 : 耐圧部に溶接等により直接取り付けられる支持構造物であって耐圧部と一体の応力解析を行うものについては、耐圧部と同じ許容応力とする。

5 : コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、I + S d の許容応力を一次引張応力に対しては f_t、一次せん断応力に対しては f_s として、また I + S s → I + S d* として応力評価を行う。

*6 : すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して 1.5•f_s とする。

*7 : 設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めた f_b とする。

*8 : 自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*9 : P と M の荷重は「プラントの運転状態における荷重」を「設計事象 I における荷重」に読み替える。

ソ. クラス1耐圧部テンションボルト(容器以外)及び重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト(容器以外)(クラス1耐圧部テンションボルト(容器以外))

(クラス1耐圧部テンションボルト(容器以外))

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
			平均引張応力
S	$D + P + M + S_d$ ¹	III _A S	$1.5 \cdot S_m$ ^{2, 3, 4}
	$D + P + M + S_s$	IV _A S	$2 \cdot S_m$ ^{2, 3, 4}

注記*1: $D + P + M + S_d$ の評価に加えて、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては、 $D + P_L + M_L + S_d$ の組合せと許容応力状態III_ASの評価を行う。

*2: 使用圧力及び外荷重を考慮する。

*3: クラス1容器耐圧部テンションボルトと同等の詳細解析を行う場合、クラス1容器耐圧部テンションボルトの許容応力を用いることができる。

*4: クラス1ポンプの耐圧部テンションボルトにあたっては、 S_m をSと読み替える。

(重大事故等クラス2耐圧部テンションボルト(容器以外)(クラス1耐圧部テンションボルト(容器以外)))

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
		平均引張応力
$D + P + M + S_s$	IV _A S	$2 \cdot S_m$ ^{1, 2, 3}
$D + P_{SAL} + M_{SAL} + S_d$	V _A S (V _A Sとして右に示すIV _A Sの許容限界を用いる。)	

注記*1: 使用圧力及び外荷重を考慮する。

*2: クラス1容器耐圧部テンションボルトと同等の詳細解析を行う場合、クラス1容器耐圧部テンションボルトの許容応力を用いることができる。

*3: クラス1ポンプの耐圧部テンションボルトにあたっては、 S_m をSと読み替える。

ツ. クラス2, 3耐圧部テンションボルト

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
			平均引張応力
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$	$\text{III}_A S$	$1.5 \cdot S$ <small>*2, *3</small>
	$D + P_D + M_D + S_s$	$\text{IV}_A S$	$2 \cdot S$ <small>*2, *3</small>

注記*1: P_D 及び M_D について、非常用炉心冷却系等に属する設備に対しては運転状態IV (L) の荷重を含むものとする。

*2: 使用圧力及び外荷重を考慮する。

*3: 繰手接続部（配管等）の許容応力から定まる荷重が作用するものと仮定した場合において、耐圧部テンションボルトの応力が上記の許容応力を満たすことを確認するときは、発生応力に対する評価を行うことを要しない。

評価方法としては、「配管の応力解析を用いる方法」等がある。

ネ. 埋込金物

荷重の組合せに対する許容応力状態は、埋込金物が支持する支持構造物と同等とする。また、以下では、設計基準対象施設の許容限界を示すが、重大事故等対処施設における許容応力状態 $V_A S$ の許容限界については、許容応力状態 $IV_A S$ の許容限界と読み替える。

(イ) 鋼構造物の許容応力

鋼構造物の許容応力は次による。

- i. 埋込板、アンカーフレーム、スタッド等は、その他の支持構造物（ボルト以外）の規定による。
- ii. アンカーボルトは、その他の支持構造物（ボルト等）の規定による。

(ロ) コンクリート部の許容基準

コンクリート部の強度評価における許容荷重は J E A G 4 6 0 1 - 1991 追補版に基づき、次の通りとする。

また、アンカ一部にじん性が要求される場合にあっては、原則として基礎ボルトが先に降伏するような設計とする。

i. 基礎ボルトが引張荷重を受ける場合のコンクリートの評価

(i) コンクリートにせん断補強筋がない場合

荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は、以下に示すコンクリート部の引張荷重に対する許容値以下となるようにする。

$$p \leq p_a = \min(p_{a1}, p_{a2})$$

ここに

$$p_{a1} = 0.31 \cdot K_1 \cdot A_c \sqrt{F_c}$$

$$p_{a2} = K_2 \cdot \alpha_c \cdot A_0 \cdot F_c$$

p : 基礎ボルト 1 本当たりの引張荷重 (N)

p_a : 基礎ボルト 1 本当たりのコンクリート部の許容引張荷重 (N)

p_{a1} : コンクリート躯体がコーン状破壊する場合の基礎ボルト 1 本当たりの許容引張荷重 (N)

p_{a2} : 基礎ボルト頭部に接するコンクリート部が支圧破壊する場合の基礎ボルト 1 本当たりの許容引張荷重 (N)

K_1 : コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数

K_2 : 支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数

F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm^2)

A_c : コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積 (mm^2)

α_c : 支圧面積と有効投影面積から定まる定数, $= \sqrt{A_c/A_0}$ かつ 10 以下

A_0 : 支圧面積 (mm^2)

また、各許容応力状態に対するコーン状破壊耐力及び支圧破壊耐力の低減係数 (K_1 及び K_2) の値を以下に示す。

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	コーン状破壊する場合の引張耐力の低減係数 (K_1)	支圧破壊する場合の引張耐力の低減係数 (K_2)
S	D + P _D + M _D + S d *	III _A S	0.45	2/3
	D + P _D + M _D + S s	IV _A S	0.6	0.75

(ii) コンクリートにせん断補強筋を配する場合

コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積の範囲内にせん断補強筋を配する場合、鉄筋比が 0.4 %以上あれば許容応力状態IV_ASにおけるコンクリート部の引張強度は、(i)の場合の 1.5 倍の強度を有するものとして評価することができる。

$$\text{鉄筋比 : } Pt = \frac{\sum Aw}{Ac}$$

Aw : せん断補強筋断面積 (mm²)

Ac : 有効投影面積 (mm²)

ii. 基礎ボルトがせん断荷重を受ける場合のコンクリートの評価

荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は、以下に示すコンクリート部のせん断荷重に対する許容値以下になるようとする。

$$q \leqq q_a = \min (q_{a1}, q_{a2})$$

ここに

$$q_{a1} = 0.5 \cdot K_3 \cdot Ab \cdot \sqrt{Ec \cdot Fc}$$

$$q_{a2} = 0.31 \cdot K_4 \cdot Ac_1 \cdot \sqrt{Fc}$$

q : 基礎ボルト 1 本当たりのせん断荷重 (N)

q_a : 基礎ボルト 1 本当たりのコンクリート部の許容せん断荷重 (N)

q_{a1} : 基礎ボルトと基礎ボルト周辺のコンクリートが圧壊して破壊（複合破壊）する場合の基礎ボルト 1 本当たりの許容せん断荷重 (N)

q_{a2} : へり側コンクリートが破壊する場合の基礎ボルト 1 本当たりの許容せん断荷重 (N)

K₃ : 複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数

K₄ : へり側コンクリート破壊の場合のせん断耐力の低減係数

Ab : 基礎ボルトの谷径断面積（スタッドの場合は軸部断面積）(mm²)

Ec : コンクリートのヤング率 (N/mm²)

Fc : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)

a : へりあき距離 (mm)

Ac₁ : コンクリートのコーン状破壊面の有効投影面積 (mm²) = $\pi a^2 / 2$

ただし、 $\sqrt{Ec \cdot Fc}$ の値は、500 N/mm²以上、880 N/mm²以下とする。880 N/mm²を超える場合は、 $\sqrt{Ec \cdot Fc} = 880$ N/mm²として計算する。

また、各許容応力状態に対するせん断耐力の低減係数（ K_3 及び K_4 ）の値を以下に示す。

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	複合破壊の場合のせん断耐力の低減係数（ K_3 ）	へり側コンクリート破壊の場合のせん断耐力の低減係数（ K_4 ）
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$	$\text{III}_A S$	0.6	0.45
	$D + P_D + M_D + S_s$	$\text{IV}_A S$	0.8	0.6

iii. 基礎ボルトが引張、せん断の組合せ荷重を受ける場合のコンクリートの評価

基礎ボルトが引張、せん断の組合せ荷重を受ける場合、それらの組合せ荷重が以下に示すコンクリート部の引張荷重及びせん断荷重の組合せに対する許容値以下となるようにする。

$$\left(\frac{p}{p_a}\right)^2 + \left(\frac{q}{q_a}\right)^2 \leq 1$$

ここに

p_a : 引張荷重のみに対する基礎ボルト 1 本当たりのコンクリート部の許容引張荷重 (N)

$$= \min(p_{a1}, p_{a2})$$

q_a : せん断荷重のみに対する基礎ボルト 1 本当たりのコンクリート部の許容せん断荷重 (N)

$$= \min(q_{a1}, q_{a2})$$

p : 基礎ボルト 1 本当たりの引張荷重 (N)

q : 基礎ボルト 1 本当たりのせん断荷重 (N)

iv. コンクリート部の面内せん断力が大きい場合の評価

鉄筋コンクリート造建物・構築物において、耐震要素として地震時に生じる力を負担させる壁（以下「耐震壁」という。）において地震力による各層の面内せん断ひずみ度又は面内せん断力が著しく大きい場合は、鉄筋コンクリート造壁の機器・配管に対する支持機能の評価に、下記の許容限界を用いることとする。

(i) 耐震壁の面内せん断ひずみ度と基礎ボルトの面外引張力に関する許容限界の目安値
地震力による各層の面内せん断ひずみ度 γ と機器・配管のアンカ一部に作用する面外の引張力 p を p_u で除した値 p/p_u が、以下に示す図の網掛け部の許容限界ゾーン内にあることとする。

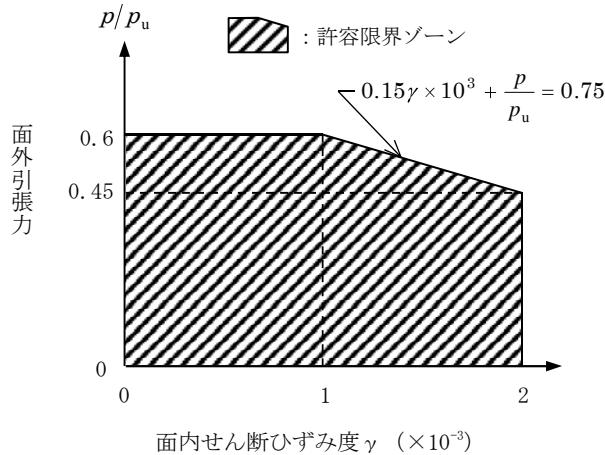
ここで、 p_u は定着部のコンクリートのコーン状破壊耐力で、下記の式による。また、面内せん断ひずみ度 γ は、JEAG 4 6 0 1 で定まる復元力特性を用いた応答解析結果に基づく値とする。

$$p_u = 0.31 \cdot A_c \cdot \sqrt{f_c}$$

ここに、

p_u : 定着部のコンクリートのコーン状破壊耐力 (N)

A_c : 有効投影面積（「i. 基礎ボルトが引張荷重を受ける場合のコンクリートの評価」参照）(mm²)
 F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)



面内せん断ひずみ度と面外引張力に関する許容限界ゾーン

- (ii) 耐震壁の面内せん断力と基礎ボルトの面外引張力に関する許容限界の目安値
 地震力による各層の面内せん断力 Q を終局せん断耐力 Q_u で除した値 Q/Q_u と前記の p/p_u が、以下に示す図の網掛け部の許容限界ゾーン内にあることを目安とする。
 ここで、 Q_u は各層の終局せん断耐力で、下記の式による。

$$Q_u = \tau_u \cdot A_s$$

ここに

$$\tau_u = \begin{cases} \left\{ 1 - \tau_s / (1.4 \cdot \sqrt{F_c}) \right\} \cdot \tau_0 + \tau_s & (\tau_s < 1.4 \cdot \sqrt{F_c}) \\ 1.4 \cdot \sqrt{F_c} & (\tau_s \geq 1.4 \cdot \sqrt{F_c}) \end{cases}$$

$$\tau_0 = (0.94 - 0.56M/QD) \cdot \sqrt{F_c}$$

ただし、 $M/QD > 1$ のとき、 $M/QD = 1$ とする。

$$\tau_s = (P_v + P_h) \cdot \sigma_y / 2 + (\sigma_v + \sigma_h) / 2$$

Q_u : 終局せん断耐力 (N)

τ_u : 終局せん断応力度 (N/mm²)

A_s : 有効せん断面積 (mm²)

F_c : コンクリートの圧縮強度 (N/mm²)

P_v : 縦筋比

P_h : 横筋比

σ_v : 縦軸応力度 (N/mm²)

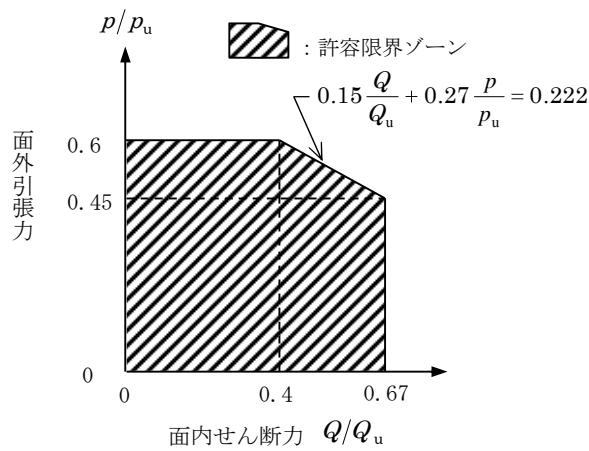
σ_h : 横軸応力度 (N/mm²)

σ_y : 鉄筋の降伏応力度 (N/mm²)

D : 引張、圧縮フランジの芯々間距離 (mm)

(ボックス壁であれば地震荷重加力方向の壁長、円筒壁の場合は外径)

Q : 当該耐震壁面内せん断力 (N)
M : 当該耐震壁曲げモーメント (N・mm)



面内せん断ひずみ度と面外引張力に関する許容限界ゾーン

v. コンクリートの許容圧縮応力度

コンクリートの許容圧縮応力度は下表に示す値とする。

(N/mm ²)			
耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容圧縮応力度*
S	D + P _D + M _D + S _d *	III _A S	2/3 · F _c
	D + P _D + M _D + S _s	IV _A S	0.75 · F _c

注記* : F_c = コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)

vi. コンクリートの許容せん断応力度

コンクリートの許容せん断応力度は下表に示す値とする。

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容せん断応力度
S	D + P _D + M _D + S _d *	III _A S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$
	D + P _D + M _D + S _s	IV _A S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{30} \cdot F_c, \left(0.49 + \frac{1}{100} \cdot F_c \right) \right]$

- vii. 異形鉄筋を用いる場合のコンクリートに対する許容付着応力度
異形鉄筋を用いる場合のコンクリートに対する許容付着応力度は下表に示す値とする。

(N/mm²)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容付着応力度*
S	D + P _D + M _D + S d *	III _A S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.35 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$
	D + P _D + M _D + S s	IV _A S	$1.5 \cdot \min \left[\frac{1}{10} \cdot F_c, \left(1.35 + \frac{1}{25} \cdot F_c \right) \right]$

注記* : コンクリートの沈下により異形鉄筋下面の付着が悪くなると考えられる場合は許容付着応力度を 2/3 の値とする。

- viii. コンクリートの許容支圧応力度
コンクリートの許容支圧応力度は下表に示す値とする。

(N/mm²)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容支圧応力度*
S	D + P _D + M _D + S d *	III _A S	$f'c = f_c \sqrt{A_c/A_1}$ かつ $f'c \leq 2f_c$ 及び $f'c \leq F_c$
	D + P _D + M _D + S s	IV _A S	

注記* : f_c = コンクリートの許容圧縮応力度 (N/mm²)

A_1 = 局部圧縮を受ける面積 (支圧面積)

A_c = 支圧端から離れて応力が一様分布となったところの面積 (支承面積)

- ix. 引抜き力及び押抜き力に対するコンクリートの許容せん断応力度
スタッド、アンカボルト等の引抜き力及びベースプレートの押抜き（パンチング）力によってコンクリートに生じる各許容応力状態におけるせん断応力度 τ_p は次式により計算し、vi. に示す許容せん断応力度より低いことを確認する。
また、本評価法以外に、「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 J EAG 4 6 0 1・補-1984」の「2.9.4章 埋込金物の許容応力」の解説(7).b に示される米国コンクリート学会の規定を用いる場合もある。

$$\tau_p = \frac{P}{\alpha_D \cdot b_o \cdot j}$$

ここで

P = 引抜き力又は押抜き力 (N)

$\alpha_D = 1.5$ (定数)

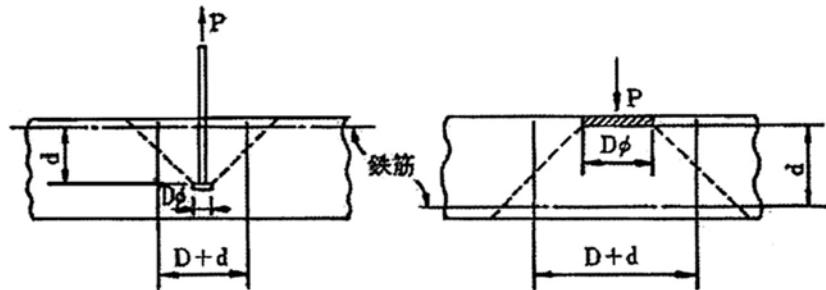
b_o = せん断力算定断面の延べ幅 (mm)

$j = (7/8)d$ (mm)

d = せん断力算定断面の有効せい (mm)

ただし、せん断力算定断面は次のように考える。

$\left[\begin{array}{l} \text{スタッド, アンカボルトの引抜き} \\ \text{の例, ただし } bo = \pi \cdot (D + d) \end{array} \right] \quad \left[\begin{array}{l} \text{ベースプレートの押抜きの例,} \\ \text{ただし } bo = \pi \cdot (D + d) \end{array} \right]$



(ハ) 形式試験による場合

埋込金物に対し形式試験により標準設計荷重を求める場合は次による。

- i . 試験個数は、同一仕様のものを、荷重種別（引張、曲げ、せん断）ごとに最低3個とする。
- ii . 埋込金物の変形により支持構造物としての機能を喪失する限界の荷重を T_L (Test-Load) とする。ただし、埋込板のごとく荷重による変形の発生と破壊との判別がつきにくいものにあっては破壊荷重を T_L とする。
- iii . 許容荷重は、3個の T_L のうち最小値を $(T_L)_{min}$ とし下の表により求める。ただし、最小値が他の2個の T_L に比べ過小な場合は、新たに3個の T_L を求め、合計6個の T_L の中で後から追加した3個の T_L の最小値が最初の3個の T_L の最小値を上回った場合は、合計6個の T_L の最小値をはぶき2番目に小さい T_L を $(T_L)_{min}$ とする。ただし、下回った場合は、最小値を $(T_L)_{min}$ とする。

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容荷重
S	$D + P_D + M_D + S_d^*$	III _A S	$(T_L)_{min} \cdot 1/2$
	$D + P_D + M_D + S_s$	IV _A S	$(T_L)_{min} \cdot 0.6$

(二) スタッドの評価

スタッドの評価においては、せん断耐力の評価式を規定している日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」設計式（A I J式）を用いることができる。

(ホ) メカニカルアンカ、ケミカルアンカの許容応力

建物施工後に設置する後打ちアンカには、メカニカルアンカ及びケミカルアンカがあり、その許容値は、「各種合成構造設計指針・同解説」（日本建築学会、2010年改定）又はJ E A G 4 6 0 1・補-1984に基づき設計する。

i. メカニカルアンカ

「各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 資料5 金属拡張アンカーボルトの設計」に基づき設計する。

(i) 引張力を受ける場合

荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は以下に示す許容荷重 p_a 以下となるようとする。

$$p_a = \min(p_{a1}, p_{a2})$$

$$p_{a1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{pa} \cdot sc a$$

$$p_{a2} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \sigma_t \cdot Ac$$

ここで、

p_{a1} : ボルトの降伏により決まる許容引張荷重 (N)

p_{a2} : コンクリートのコーン状破壊により決まる許容引張荷重 (N)

α_c : 施工のバラツキを考慮した低減係数で、 $\alpha_c=0.75$ とする。

ϕ_1, ϕ_2 : 低減係数であり、以下の表に従う。

	ϕ_1	ϕ_2
短期荷重用	1.0	2/3

$s \sigma_{pa}$: ボルトの引張強度で、 $s \sigma_{pa}=s \sigma_y$ とする。 (N/mm²)

$s \sigma_y$: ボルトの降伏点強度であり、 $s \sigma_y=S_y$ とする。 (N/mm²)

$sc a$: ボルト各部の最小断面積 (mm²) 又はこれに接合される鋼材の断面積で危険断面における値

$c \sigma_t$: コーン状破壊に対するコンクリートの割裂強度で $c \sigma_t=0.31\sqrt{F_c}$ とする。

F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)

Ac : コーン状破壊面の有効水平投影面積で、 $Ac=\pi \cdot l_{ce}(l_{ce}+D)$ とする。 (mm²)

D : アンカーボルト本体の直径 (mm)

l : アンカーボルトの埋込み深さで、母材表面から拡張面先端までの距離 (mm)

l_{ce} : 強度算定用埋込み深さで $l_{ce}=\begin{cases} l, & l < 4D \\ 4D & l \geq 4D \end{cases}$ (mm)

(ii) せん断力を受ける場合

荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は以下に示す許容荷重 q_a 以下となるようとする。

$$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$$

$$q_{a1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{qa} \cdot sc a$$

$$q_{a2} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \sigma_{qa} \cdot sc a$$

$$q_{a3} = \phi_2 \cdot \alpha_c \cdot c \sigma_t \cdot A_{qc}$$

ここで、

q_{a1} : ボルトのせん断強度により決まる許容せん断荷重 (N)

q_{a2} : コンクリートの支圧強度により決まる許容せん断荷重 (N)

q_{a3} : コンクリートのコーン状破壊により決まる許容せん断荷重 (N)

$s \sigma_{qa}$: ボルトのせん断強度で、 $s \sigma_{qa} = 0.7 \cdot s \sigma_y$ とする。 (N/mm²)

$s_c a$: ボルトのコンクリート表面における断面積 (mm²)

$c \sigma_{qa}$: コンクリートの支圧強度で $c \sigma_{qa} = 0.5 \sqrt{F_c \cdot E_c}$ とする。 (N/mm²)

E_c : コンクリートのヤング係数 (N/mm²)

A_{qc} : せん断荷重方向の側面におけるコーン状破壊面の有効投影面積で

$A_{qc} = 0.5 \cdot \pi c^2$ とする。 (mm²)

c : へりあき寸法 (mm)

(iii) 組合せ

基礎ボルトが引張荷重 p 及びせん断荷重 q の組合せ荷重を受ける場合、以下となるようになる。

$$\left(\frac{p}{pa} \right)^2 + \left(\frac{q}{qa} \right)^2 \leq 1$$

ii. ケミカルアンカ

「各種合成構造設計指針・同解説 第4編 各種アンカーボルト設計指針・解説 4.5 接着系アンカーボルトの設計」又は J E A G 4601・補-1984 に基づき設計する。

「各種合成構造設計指針・同解説」に基づく場合は以下の通りである。

また、J E A G 4601・補-1984 に基づく場合は、前記ツ. (イ), (ロ)の許容値に更に 20% の低減を行うものとする。

(i) 引張力を受ける場合

荷重の算定で得られた基礎ボルトの引張荷重は以下に示す許容荷重 p_a 以下となるようになる。

$$p_a = \min(p_{a1}, p_{a3})$$

$$p_{a1} = \phi_1 \cdot s \sigma_{pa} \cdot s_c a$$

$$p_{a3} = \phi_3 \cdot \tau_a \cdot \pi \cdot d_a \cdot l_{ce}$$

ここで、

p_{a1} : ボルトの降伏により決まる許容引張荷重 (N)

p_{a3} : ボルトの付着力により決まる許容引張荷重 (N)

ϕ_1, ϕ_3 : 低減係数であり、以下の表に従う。

	ϕ_1	ϕ_2	ϕ_3
短期荷重用	1.0	2/3	2/3

$s \sigma_{pa}$: ボルトの引張強度で、 $s \sigma_{pa} = s \sigma_y$ とする。ただし、ボルトの降伏を保証する場合の

上限引張力を算定するときは、 $s\sigma_{pa} = \alpha_{yu} \cdot s\sigma_y$ とする。 (N/mm²)
 $s\sigma_y$: ボルトの降伏点強度であり、 $s\sigma_y = S_y$ とする。 (N/mm²)
 α_{yu} : ボルトの材料強度のばらつきを考慮した降伏点強度に対する割増係数であり、1.25
 以上を用いる。

sca : ボルトの断面積で、軸部断面積とねじ部有効断面積の小さい方の値 (mm²)

d_a : ボルトの径 (mm)

ℓ_{ce} : ボルトの強度算定用埋込み深さで $\ell_{ce} = \ell_e - 2d_a$ とする。 (mm)

ℓ_e : ボルトの有効埋込み深さ (mm)

τ_a : ボルトの付着強度で $\tau_a = \alpha_1 \cdot \alpha_2 \cdot \alpha_3 \cdot \tau_{bavg}$ とする。 (N/mm²)

ここで、

α_n : へりあき及びボルトピッチによる付着強度の低減係数で $\alpha_n = 0.5 \left(\frac{c_n}{\ell_e} \right) + 0.5$ とする。

(n=1, 2, 3) ただし、 $(c_n/\ell_e) \geq 1.0$ の場合は $(c_n/\ell_e) = 1.0$ 、 $\ell_e \geq 10d_a$ の場合は $\ell_e = 10d_a$ とする。

c_n : へりあき寸法又はボルトピッチ a の 1/2 で、最も小さくなる寸法 3 面までを考慮する。

τ_{bavg} : ボルトの基本平均付着強度であり、接着剤及び充填方式により以下の表に従う。

	カプセル方式		注入方式
	有機系	無機系	有機系
普通コンクリート	$10\sqrt{Fc/21}$	$5\sqrt{Fc/21}$	$7\sqrt{Fc/21}$

F_c : コンクリートの設計基準強度 (N/mm²)

(ii) せん断力を受ける場合

荷重の算定で得られた基礎ボルトのせん断荷重は以下に示す許容荷重 q_a 以下となるようにする。

$$q_a = \min(q_{a1}, q_{a2}, q_{a3})$$

$$q_{a1} = \phi_1 \cdot s\sigma_{qa} \cdot sca$$

$$q_{a2} = \phi_2 \cdot c\sigma_{qa} \cdot sca$$

$$q_{a3} = \phi_2 \cdot c\sigma_t \cdot A_{qc}$$

ここで、

q_{a1} : ボルトのせん断強度により決まる許容せん断荷重 (N)

q_{a2} : コンクリートの支圧強度により決まる許容せん断荷重 (N)

q_{a3} : コンクリートのコーン状破壊により決まる許容引張荷重 (N)

ϕ_2 : 低減係数であり、(i)において示す表に従う。

$s\sigma_{qa}$: ボルトのせん断強度で $s\sigma_{qa} = 0.7 \cdot s\sigma_y$ とする。 (N/mm²)

$c\sigma_{qa}$: コンクリートの支圧強度で $c\sigma_{qa} = 0.5\sqrt{Fc \cdot Ec}$ とする。 (N/mm²)

$c\sigma_t$: コーン状破壊に対するコンクリートの引張強度で $c\sigma_t = 0.31\sqrt{Fc}$ とする。 (N/mm²)

Ec : コンクリートのヤング係数 (N/mm²)

A_{qc} : せん断荷重方向の側面におけるコーン状破壊面の有効投影面積で $A_{qc}=0.5 \pi c^2$ とする。
(mm²)

c : へりあき寸法 (mm)

また、ボルトの有効埋込み長さ ℓ_e が以下となるようにする。

$$\ell_e \geq \frac{s \sigma_{pa} \cdot d_a}{4 \tau_a}$$

(iii) 組合せ

基礎ボルトが引張荷重 p 及びせん断荷重 q の組合せ荷重を受ける場合、以下となるようとする。

$$\left(\frac{p}{pa} \right)^2 + \left(\frac{q}{qa} \right)^2 \leq 1$$

ナ. 燃料集合体（燃料被覆管）

荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
		一次応力
D + P + M + S d*	III _A S	
D + P + M + S s	IV _A S	0.7 • S _u * ^{1*2}

注記*1：せん断ひずみエネルギー説に基づく相当応力に対して評価する。

*2：使用温度及び照射の効果を考慮して許容値を設定する。

(b) B, C クラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備の機器・配管系

イ. クラス 2, 3 容器及び重大事故等クラス 2 容器 (クラス 2, 3 容器)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界	
			一次一般膜応力	一次応力
B	$D + P_d + M_d + S_B$	$B_A S$	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし, ASS 及び HNA については上記値と $1.2 \cdot S$ との大きい方。	S_y ただし, ASS 及び HNA については上記値と $1.2 \cdot S$ との大きい方。
C	$D + P_d + M_d + S_C$	$C_A S$		

(重大事故等クラス 2 容器 (クラス 2, 3 容器))

耐震 クラス ^{*1}	荷重の組合せ ^{*2}	許容応力 状態	許容限界 ^{*1}	
			一次一般膜応力	一次応力
B	$D + P_d + M_d + S_B$	$B_A S$	S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし, ASS 及び HNA については上記値と $1.2 \cdot S$ との大きい方。	S_y
C	$D + P_d + M_d + S_C$	$C_A S$		

注記 *1 : 代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス。

*2 : 設計基準事故等の状態で作用する荷重を除く。

□. クラス2管及び重大事故等クラス2管（クラス2管）
(クラス2管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界		
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力
B	D + P _d + M _d + S _B	B _A S	*1 S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについて上記値と1.2・S _h との大きい方。	S _y ただし、ASS及びHNAについては上記値と1.2・S _h との大きい方とする。	—*2
C	D + P _d + M _d + S _C	C _A S			

注記*1：軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。

*2：異なる建屋間に設置される等、地震時相対変位を考慮する場合は、地震のみによる一次+二次応力の振幅に対して2・S_yとする。

(重大事故等クラス2管(クラス2管))

耐震 クラス ^{*1}	荷重の組合せ ^{*2}	許容応力 状態	許容限界		
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)	一次+二次応力
B	$D + P_d + M_d + S_B$	BAS	^{*3} S_y と $0.6 \cdot S_u$ の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記値と $1.2 \cdot S_h$ との大きい方。	S_y ただし、ASS及びHNAについては上記値と $1.2 \cdot S_h$ との大きい方。	— ^{*4}
C	$D + P_d + M_d + S_C$	CAS			

注記*1：代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス。

*2：設計基準事故時の状態で作用する荷重を除く。

*3：軸力による全断面平均応力については、本欄の0.8倍の値とする。

□

*4：異なる建屋間に設置される等、地震時相対変位を考慮する場合は、地震のみによる一次+二次応力の振幅に対して $2 \cdot S_y$ とする。

ハ. クラス3管, クラス4管

(クラス3管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界			
			一次一般膜応力	一次応力	一次+二次応力	一次+二次+ピーク応力
B	D + P _d + M _d + S _B	B _{AS}	^{*1} S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについて上記値と1.2・S _h との大きい方。	S _y ただし、ASS及びHNAについては上記値と1.2・S _h との大きい方。	—	
	^{*4} D + P _d + M _d + S _d			^{*2} 0.6・S _u	左欄の1.5倍の値	^{*3} S _s 又はS _d 地震動のみによる疲労解析を行い、疲労累積係数が1.0以下であること。 ただし、地震動のみによる一次+二次応力の変動値が2・S _y 以下であれば疲労解析は不要。
	^{*5} D + P _d + M _d + S _s	IV _{AS}				
C	D + P _d + M _d + S _C	C _{AS}	S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし、ASS及びHNAについては上記値と1.2・S _h との大きい方。	S _y ただし、ASS及びHNAについては上記値と1.2・S _h との大きい方。	—	

注記*1：軸力による全断面平均応力については本欄の0.8倍の値とする。

*2：軸力による全断面平均応力については、許容応力状態B_{AS}の一次一般膜応力の許容値(S_yと0.6・S_uの小さい方)の0.8倍の値とする。*3：2・S_yを超える場合は弾塑性解析を行う。この場合、設計・建設規格 PPB-3536(1), (2), (4)及び(5)(ただし、S_mは2/3・S_yと読み替える。)の簡易弾塑性解析を用いる。*4：主蒸気系主配管(弹性設計用地震動S_dに対し破損しないことの確認を行う範囲)について適用する。

*5：主蒸気逃がし安全弁排気管について適用する。

(クラス4管)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界
			一次一般膜応力
B	$D + P_d + M_d + S_B$	B _A S	
C	$D + P_d + M_d + S_C$	C _A S	地震時の加速度及び相対変位に対し機能が保たれるようサポートのスパン長を最大許容ピッチ以下に確保すること。

ニ. クラス2, 3ポンプ, その他のポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ(クラス2, 3ポンプ, その他のポンプ)

(クラス2, 3ポンプ, その他のポンプ)

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界	
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)
B	D + P _d + M _d + S _B	B _{AS}	S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし, ASS及びHNAについては上記値と1.2・Sとの大きい方。	S _y ただし, ASS及びHNAについては上記値と1.2・Sとの大きい方。
C	D + P _d + M _d + S _C	C _{AS}		

(重大事故等クラス2ポンプ(クラス2, 3ポンプ, その他のポンプ))

8

耐震 クラス ^{*1}	荷重の組合せ ^{*2}	許容応力 状態	許容限界	
			一次一般膜応力	一次応力 (曲げ応力を含む)
B	D + P _d + M _d + S _B	B _{AS}	S _y と0.6・S _u の小さい方。 ただし, ASS及びHNAについては上記値と1.2・Sとの大きい方。	S _y ただし, ASS及びHNAについては上記値と1.2・Sとの大きい方。
C	D + P _d + M _d + S _C	C _{AS}		

注記*1: 代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス。

*2: 設計基準事故時の状態で作用する荷重を除く。

ホ. クラス2支持構造物及び重大事故等クラス2支持構造物（クラス2支持構造物）

(クラス2支持構造物)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等以外)									許容限界 ^{*2, *6} (ボルト等)	形式試験による場合			
			一次応力					一次+二次応力				一次応力				
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断		
B	D + P _d + M _d + S _B	BAS						3・f _t	3・f _s ^{*3}	3・f _b ^{*4}		1.5・f _b , ^{*5}				
C	D + P _d + M _d + S _C	CAS	1.5・f _t	1.5・f _s	1.5・f _c	1.5・f _b	1.5・f _p	地震荷重のみによる 応力振幅について評 価する。				1.5・f _p ^{*5}	1.5・f _s 又は 1.5・f _c	1.5・f _t	1.5・f _s	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_{y\ d}}{S_{y\ t}}$

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5・f_sとする。

*4：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*5：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*6：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして応力評価を行う。

(重大事故等クラス2支持構造物(クラス2支持構造物))

*1 耐震 クラス	荷重の組合せ*2	許容応力 状態	許容限界*3,*4 (ボルト等以外)								許容限界*4,*8 (ボルト等)	形式試験に よる場合			
			一次応力				一次+二次応力								
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断	許容荷重
B	D + P _d + M _d + S _B	B _A S						3•f _t	3•f _s ^{*5}	3•f _b ^{*6}		1.5•f _b ^{*6,*7}	1.5•f _t	1.5•f _s	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_{y_d}}{S_{y_t}}$
C	D + P _d + M _d + S _C	C _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	地震荷重のみによる 応力振幅について評 価する。				1.5•f _p ^{*7}	1.5•f _s 又は 1.5•f _c	1.5•f _s	

注記*1：代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス。

*2：設計基準事故時の状態で作用する荷重を除く。

*3：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*4：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*5：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*6：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*7：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*8：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして応力評価を行う。

へ. その他の支持構造物

(設計基準対象施設)

耐震クラス	荷重の組合せ	許容応力状態	許容限界 ^{*1, *2} (ボルト等以外)								許容限界 ^{*2, *6} (ボルト等)	形式試験による場合 許容荷重	
			一次応力					一次+二次応力				一次応力	
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張 せん 断
B	D + P _d + M _d + S _B	B _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1. 5•f _p	3•f _t	3•f _s ^{*3}	3•f _b ^{*4}	1. 5•f _b , 1. 5•f _s ^{*5} 又は 1. 5•f _c	1. 5•f _t	T _L • $\frac{1}{2}$ • $\frac{S_{y\ d}}{S_{y\ t}}$
C	D + P _d + M _d + S _C	C _A S											

注記*1：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

8

*2：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*3：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して 1.5•f_sとする。*4：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めた f_bとする。

*5：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*6：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対しては f_t、一次せん断応力に対しては f_sとして応力評価を行う。

(重大事故等クラス2支持構造物(クラス2支持構造物))

*1 耐震 クラス	*2 荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*3, *4} (ボルト等以外)								許容限界 ^{*4, *8} (ボルト等)	形式試験に よる場合		
			一次応力					一次+二次応力						
			引張	せん断	圧縮	曲げ	支圧	引張 圧縮	せん断	曲げ	支圧	座屈	引張	せん断
B	D + P _d + M _d + S _B	B _A S						3•f _t	3•f _s ^{*5}	3•f _b ^{*6}		1.5•f _b ^{*6, *7}		
C	D + P _d + M _d + S _C	C _A S	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _p	地震荷重のみによる 応力振幅について評 価する。				1.5•f _s ^{*7} 又は 1.5•f _c	1.5•f _t	1.5•f _s

注記*1：代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス。

*2：設計基準事故時の状態で作用する荷重を除く。

*3：「鋼構造設計規準 SI 単位版」(2002年日本建築学会)等の幅厚比の制限を満足させる。

*4：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*5：すみ肉溶接部にあっては最大応力に対して1.5•f_sとする。

*6：設計・建設規格 SSB-3121.1(4)により求めたf_bとする。

*7：自重、熱膨張等により常時作用する荷重に、地震動による荷重を重ね合わせて得られる応力の圧縮最大値について評価する。

*8：コンクリートに埋め込まれるアンカボルトで地震応力の占める割合が支配的なものであって、トルク管理、材料の照合等を行わないものについては、材料の品質、据付状態等のゆらぎ等を考慮して、一次引張応力に対してはf_t、一次せん断応力に対してはf_sとして応力評価を行う。

(3) 土木構造物

(設計基準対象施設)

		荷重の組合せ	許容限界		
			曲げ	せん断	基礎地盤の支持性能
土木構造物	屋外重要 土木構造物	G + P + K _s	限界層間変形角 ^{*1*2} 又は終局曲率 ^{*1*2} 又は許容応力度とする。	せん断耐力 ^{*1} 又は許容せん断応力度とする。	地盤の極限支 持力に対して 妥当な安全余 裕を持たせる。
		G + P + K _c	許容応力度とする。	許容応力度とす る。	地盤の短期許 容支持力とす る。
	その他の 土木構造物	G + P + K _c	許容応力度とする。	許容応力度とす る。	地盤の短期許 容支持力とす る。

注記*1：各種安全係数を見込むことで、妥当な安全余裕を持たせる。

*2：止水性の維持が要求される部位については、基準地震動S_sによる地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して、おおむね弾性状態に留まることを計算により確認する。

[記号の説明]

G : 固定荷重

P : 積載荷重

K_s : 基準地震動S_sによる地震力

K_c : 耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力

(重大事故等対処施設)

*1 設備分類 施設区分	荷重の組合せ	許容限界			基礎地盤の 支持性能
		曲げ	せん断		
土木構造物	①*2, ②*2 ③, ④ ⑤, ⑥	G + P + K _s	限界層間変形角*2 又は終局曲率*2 又は許容応力度とする。	せん断耐力*3 又は許容せん断応力度とする。	地盤の極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。
	①, ②	G + P + K _c	許容応力度とする。	許容応力度とする。	地盤の短期許容支持力とする。

注記*1：重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

- ①：常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備
- ②：①が設置される重大事故等対処施設
- ③：常設耐震重要重大事故防止設備
- ④：③が設置される重大事故等対処施設
- ⑤：常設重大事故緩和設備
- ⑥：⑤が設置される重大事故等対処施設

*2：屋外重要土木構造物の機能を代替する重大事故等対処施設に適用する。

*3：各種安全係数を見込むことで、妥当な安全余裕を持たせる。

[記号の説明]

G : 固定荷重

P : 積載荷重

K_s : 基準地震動 S_sによる地震力

K_c : 耐震Cクラスの施設に適用される静的地震力

(4) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備

(a) 土木構造物

津波防護施設

		荷重の組合せ	許容限界		
			構造部材の健全性	基礎地盤の支持性能	構造物の変形性
防潮堤	防潮堤（鋼製防護壁）	G + P + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。
	防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁）	G + P + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。
	防潮堤（鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア））	G + P + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。
	防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）	G + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。
防潮扉		G + P + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。
放水路ゲート ^{*1}		G + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	—	—
構内排水路逆流防止設備		G + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	—	—
貯留堰		G + K _s	短期許容応力度又は部材の終局耐力とする。 ^{*2}	地盤の極限支持力とする。 ^{*3}	有意な漏えいが生じないことを確認した変形量とする。

注記*1：ゲート落下機構については、「4.2 電気的機能維持」に基づく設計とする。

*2：部材の終局耐力を許容限界とする場合は、各種安全係数を見込むことで妥当な安全余裕を持たせ、部材が概ね弾性状態に留まることを確認する。

*3：妥当な安全余裕を考慮する。

[記号の説明] G : 固定荷重, P : 積載荷重, K_s : 基準地震動 S_sによる地震力

(b) 建物・構築物
浸水防止設備

荷重の組合せ	許容限界	
	部材	
浸水防止設備	水密扉	G + P + K _s 短期許容応力度を基本とする。

〔記号の説明〕

G : 固定荷重

P : 積載荷重

K_s : 基準地震動 S_sによる地震力

(c) 機器・配管系

イ. 記号の説明

D : 死荷重

P_D : 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む），又は当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重

M_D : 地震と組み合わすべきプラントの運転状態Ⅰ及びⅡ（運転状態Ⅲ及び地震従属事象として運転状態Ⅳに包絡する状態がある場合にはこれを含む），又は当該設備に設計上定められた機械的荷重

 S_s : 基準地震動 S_s により定まる地震力

ロ. 荷重の組合せ及び許容応力

浸水防止設備（ボルト以外）

浸水 防止 設備	耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1*2}				
				一次応力				
				引張	曲げ	せん断	圧縮	
浸水 防止 設備	浸水防止蓋 逆止弁	S	$D + S_s$	$\text{III}_A S^{*3}$	1.5 • ft	1.5 • fb	1.5 • fs	1.5 • fc

注記*1：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*2：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて評価を行う。

*3：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。

浸水防止設備（ボルト）

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1}			
			一次応力			
			引張	せん断		
浸水 防 止 設 備	浸水防止蓋 逆止弁	S	D + S s	III _A S ^{*2}	1.5 • ft	1.5 • fs

注記*1：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて設定する。

*2：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。

浸水防止設備（貫通部止水処置）

貫通部止水処置にモルタルを用いる場合の許容荷重はコンクリート標準示方書【構造性能照査編】（（社）土木学会 2002 年制定）に準じて、次の通りとする。

耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界	
			付着荷重 ^{*1}	圧縮荷重 ^{*2}
S	D + S s	短期許容応力度 とする。	f_s	f_c

注記*1：貫通部がせん断荷重を受ける場合のモルタルの評価

荷重の算定で得られた貫通物のせん断荷重は、以下に示す貫通部の周囲に充填したモルタルの付着強度に対する許容値以下となるようにする。

$$F_s \leq f_s = f'_{bok} \cdot S \cdot L / \gamma_c$$

ここに、

$$f'_{bok} = 0.28 \cdot f'_{ck}^{2/3} \cdot 0.4$$

F_s : 貫通物によるせん断荷重 (kN)

f_s : モルタルの許容付着荷重 (kN)

f'_{bok} : モルタルの付着強度 (N/mm^2)

S : 貫通物の周長 (mm)

L : モルタルの充てん深さ (mm)

f'_{ck} : モルタル圧縮強度であり設計値として 30 (N/mm^2) を用いる

γ_c : 材料定数として 1.3 を用いる

*2：貫通物が圧縮荷重を受ける場合のモルタルの評価

荷重の算定で得られた貫通物の圧縮荷重は、以下に示す貫通部の周囲に充填したモルタルの圧縮強度に対する許容値以下となるようにする。

$$F_c \leq f_c = f'_{ck} \cdot A_p / \gamma_c$$

ここに、

F_c : 貫通物による圧縮荷重 (kN)

f_c : モルタルの許容圧縮荷重 (kN)

f'_{ck} : モルタル圧縮強度であり設計値として 30 (N/mm^2) を用いる

A_p : 貫通物の投影面積 (mm^2)

γ_c : 材料定数として 1.3 を用いる

津波監視設備

		耐震 クラス	荷重の組合せ	許容応力 状態	許容限界 ^{*1*2} (ボルト以外)				許容限界 ^{*1*2} (ボルト)		
一次応力					一次応力				一次応力		
引張	せん断	圧縮	曲げ		引張	せん断					
津 波 監 視 設 備	取水ピット 水位計	S	D + P _D + M _D + S _S	III _A S ^{*3}	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _t	1.5•f _s	
	潮位計	S	D + P _D + M _D + S _S	III _A S ^{*3}	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _t	1.5•f _s	
	津波・構内 監視カメラ	S	D + P _D + M _D + S _S	III _A S ^{*3}	1.5•f _t	1.5•f _s	1.5•f _c	1.5•f _b	1.5•f _t	1.5•f _s	

注記*1：応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。

*2：その他の支持構造物（設計基準対象施設）に対する許容限界に準じて設定する。

*3：地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して浸水防護機能として十分な余裕を有するよう、設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。

(5) 地盤

(設計基準対象施設)

	荷重の組合せ	許容限界
S クラス	$G + P + K_d$	短期許容支持力とする。
	$G + P + K_s$	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。
B クラス	$G + P + K_B$	短期許容支持力とする。
C クラス	$G + P + K_C$	短期許容支持力とする。

〔記号の説明〕

 G : 固定荷重 P : 積載荷重 K_d : 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力 K_s : 基準地震動 S_s による地震力 K_B : 耐震B クラスの施設に適用される静的地震力 K_C : 耐震C クラスの施設に適用される静的地震力

(重大事故等対処施設)

	設備分類 ^{*1} 施設区分	耐震 ^{*2} クラス	荷重の組合せ	許容限界
基礎地盤	③, ④, ⑤, ⑥	S	$G + P + K_s$	極限支持力に対して妥当な安全余裕を持たせる。
	①, ②	B	$G + P + K_B$	短期許容支持力とする。
	①, ②	C	$G + P + K_C$	短期許容支持力とする。

〔記号の説明〕

 G : 固定荷重 P : 積載荷重 K_s : 基準地震動 S_s による地震力 K_B : 耐震B クラスの施設に適用される静的地震力 K_C : 耐震C クラスの施設に適用される静的地震力

注記*1 : 重大事故等対処施設の設備分類及び施設区分

① : 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備

② : ①が設置される重大事故等対処施設

③ : 常設耐震重要重大事故防止設備

④ : ③が設置される重大事故等対処施設

⑤ : 常設重大事故緩和設備

⑥ : ⑤が設置される重大事故等対処施設

*2 : 常設重大事故防止設備の代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス

また、常設重大事故緩和設備については、当該クラスを S と表記する。

表 3-2 地震力と積雪荷重及び風荷重の組合せ

(1) 考慮する荷重の組合せ

(○ : 考慮する荷重を示す。)

	施設の配置	荷重	
		風荷重 (P_k)	積雪荷重 (P_s)
建物・構築物	屋外	○ * ¹	○ * ²
機器・配管系	屋内	—	—
	屋外	○ * ¹	○ * ²
土木構造物	屋外	○ * ¹	○ * ²
津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備	屋内	—	—
	屋外	○ * ¹	○ * ²

注記 *1 : 屋外に設置されている施設のうち、コンクリート構造物などの自重が大きい施設を除く。

*2 : 積雪による受圧面積が小さい施設、又は埋設構造物など常時の荷重に対して積雪荷重の割合が無視できる施設を除く。

(2) 検討対象の施設・設備

	施設・設備	
	風荷重 ^{*1}	積雪荷重 ^{*1}
建物・構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ガス処理系配管支持架構^{*2} ・非常用ガス処理系排気筒^{*2} ・主排気筒^{*2} 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料乾式貯蔵建屋 ・緊急時対策所建屋 ・サービス建屋 ・非常用ガス処理系排気筒 ・非常用ガス処理系配管支持架構 ・格納容器圧力逃がし装置格納槽
機器・配管系	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ室竜巻飛来物防護対策設備 ・屋外アンテナ（緊急時対策所） ・屋外アンテナ（中央制御室） 	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ室竜巻飛来物防護対策設備 ・屋外アンテナ（緊急時対策所） ・屋外アンテナ（中央制御室）
土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・常設代替高压電源装置置場 	<ul style="list-style-type: none"> ・取水構造物 ・常設代替高压電源装置置場 ・可搬型設備用軽油タンク基礎 ・常設低圧代替注水系ポンプ室 ・代替淡水貯槽 ・代替淡水貯槽配管カルバート ・緊急用海水ポンプピット
津波防護施設、 浸水防止設備 及び津波監視設備	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤（鋼製防護壁） ・防潮堤（鉄筋コンクリート壁） ・防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート壁） ・放水路ゲート ・原子炉建屋原子炉棟水密扉 ・原子炉建屋付属棟水密扉（東側、西側、南側、北側） ・津波・構内監視カメラ ・防潮扉 ・貯留堰取付護岸 	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤（鋼製防護壁） ・防潮堤（鉄筋コンクリート壁） ・防潮堤（鋼管杭鉄筋コンクリート壁） ・浸水防止蓋 ・津波・構内監視カメラ ・防潮扉 ・貯留堰取付護岸

注記*1：風荷重及び積雪荷重については、「建築基準法施行令第86条」及び「茨城県建築基準法施行細則第16条4項」に基づくこととし、V-1-1-2「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」のうち、V-1-1-2-1-1「発電用原子炉施設に対する自然現象等による損傷の防止に関する基本方針」の「4.組合せ」の通り、風荷重については30m/s、積雪荷重については30cmに平均的な積雪荷重を与えるための係数0.35を考慮し、適切に算出する。

*2：風荷重の影響が大きいと考えられる鉄骨架構及びそれに類する構造物について、組合せを考慮する。

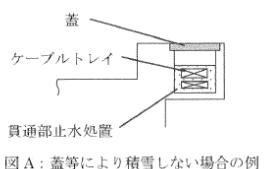
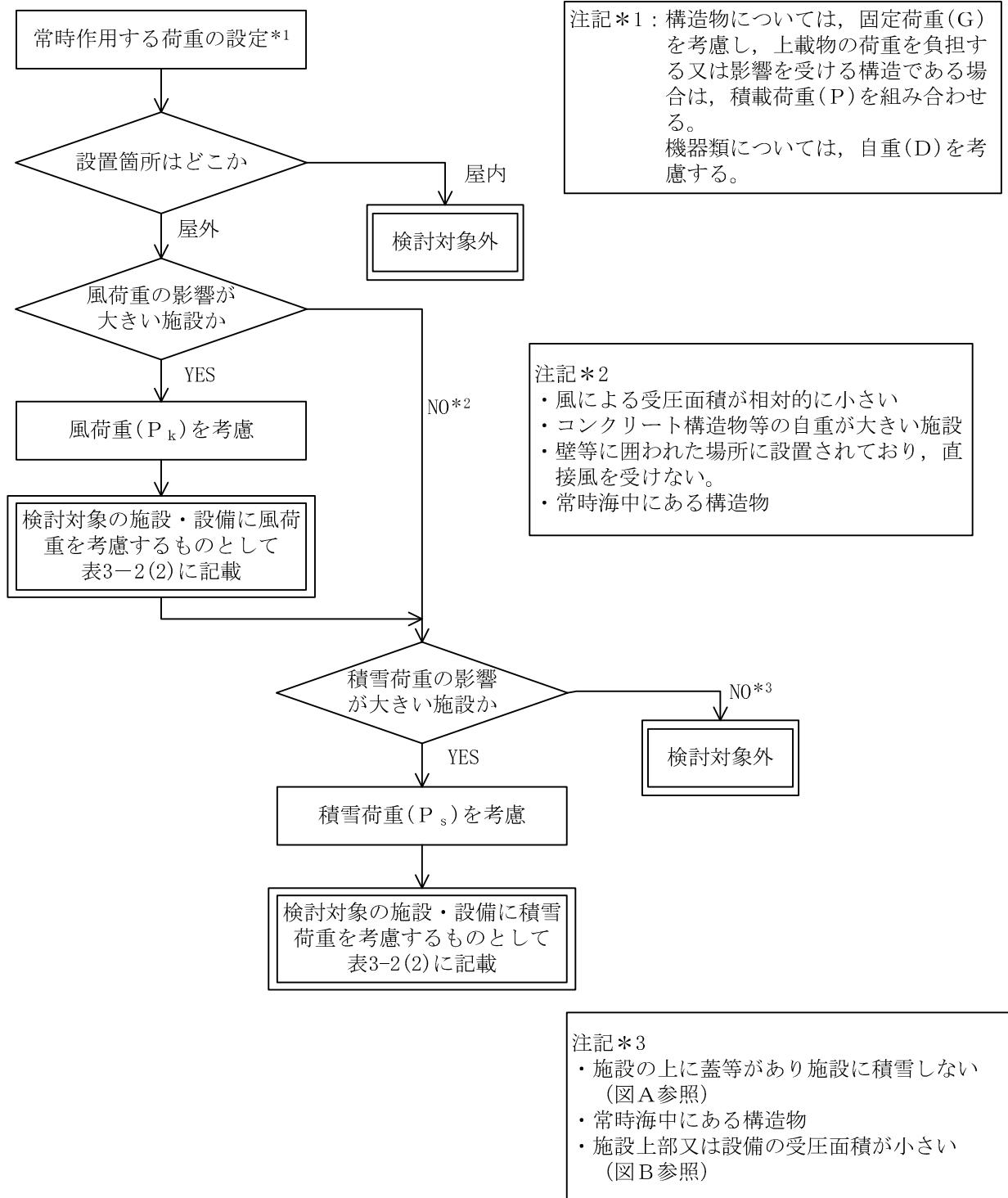


図 A : 蓋等により積雪しない場合の例

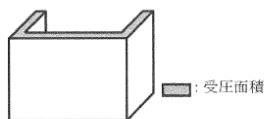


図 B : 上部の受圧面積が小さい場合の例

図 3-1 耐震計算における積雪荷重及び風荷重の設定フロー

3.2 変位、変形の制限

発電用原子炉施設として設置される建物・構築物、機器・配管系の設計に当たっては、剛構造とすることを原則としており、地震時にこれらに生じる応力を許容応力値以内に抑えることにより、変位、変形に対しては特に制限を設けなくても機能は十分維持されると考えられる。

しかしながら、地震により生起される変位、変形に対し設計上の注意を要する部分については以下のような配慮を行い、設備の機能維持が十分果たされる設計とする。

(1) 建物間相対変位に対する配慮

原子炉格納容器を貫通する配管、ダクト等、又は異なった建物間を渡る配管等の設計においては、十分安全側に算定された建物間相対変位に対し、配管ルート、支持方法又は伸縮継手の採用等でこれを吸収できるように配慮する。

(2) 燃料集合体の変位に対する配慮

地震時における原子炉スクラム時、燃料集合体の地震応答変位は制御棒の挿入時間に影響を与える。そのため、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。

(3) ライナ部のひずみに対する配慮

原子炉格納容器の底部に設置されるライナ部はコンクリート部の変形及びコンクリートとの温度差により生じる強制ひずみに対し、原子炉格納容器の気密性に影響するような有意なひずみが生じることはない設計とする。

4. 機能維持

4.1 動的機能維持

動的機能が要求される機器は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(1) 動的機能維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、その機能種別により制御棒挿入機能に係る機器、回転機器及び弁に分類し、それぞれについて、以下の方法により機能維持を満足する設計とする。

(1) 制御棒挿入機能に係る機器

地震時における制御棒の挿入性（制御棒が目安とする設計時間内に挿入できること）については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果等から駆動機能が地震時にも維持されることを確認する。

(2) 回転機器及び弁

地震時及び地震後に動作機能の維持が要求される回転機器及び弁については、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動による応答加速度が、加振試験等の既往の研究によって機能維持を確認した加速度（以下「動的機能確認済加速度」という。）以下とするか、もしくは応答加速度による解析等により機能維持を満足する設計とする。動的機能確認済加速度を超える場合には、詳細検討により機能維持を満足する設計とする。標準的な機種の動的機能確認済加速度を表4-1に示す。

表4-1の適用形式を外れる場合は、地震時の応答加速度が地震動を模擬した加振試験又は設備が十分に剛であることを踏まえ、地震動による応答を模擬した静的荷重試験によって得られる、機能維持を確認した加速度以下であること、又は既往知見に基づいた解析により機能維持を満足する設計とする。

具体的な動的機能維持評価について、以下に示す。

a. クラス2ポンプ、クラス3ポンプ、その他のポンプ及び重大事故等クラス2ポンプ（クラス2, 3, その他のポンプ）について

地震時及び地震後に動的機能維持を要求されるポンプについては、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。また、クラス1ポンプについては、地震時及び地震後において、動的機能を必要としないが、地震によって軸固着が生じないことを同様の方法で確認する。

(a) 計算による機能維持の評価

静的若しくは動的解析により地震荷重を求め、軸受に負荷する荷重が、軸受の許容荷重以内であることを確認する。また、その他の必要な機能についても計算により確認する。

(b) 実験による機能維持の評価

地震を模擬した加振試験又は地震時に作用する相当荷重を模擬した静的実験により、機能維持の確認をする。

b. クラス1弁, クラス2弁及び重大事故等クラス2弁(クラス1弁, クラス2弁)について

地震時及び地震後に動的機能維持を要求される弁については、次のいずれかにより、必要な機能を有することを確認する。

(a) 計算による機能維持の評価

次にいずれかにより、弁の設計荷重を決める。

イ. 配管系の解析により、弁の最大加速度を求める。

ロ. あらかじめ弁に対して許容設計加速度を定める。

これらのいずれかにより、与えられた設計荷重により、ヨーク、弁本体、システム等のうち、もっとも機能に影響の強い部分(一般にはボンネット付根部)の応力等が降伏点、又は機能維持に必要な限界値を超えないことを確認する。

(b) 実験による機能維持の評価

地震を模擬した加振試験又は地震時に作用する相当荷重を模擬した静的実験により、機能維持の確認をする。

表 4-1 動的機能確認済加速度

種別	機種	加速度 確認部位	機能確認済加速度 (×9.8m/s ²)		
			水平方向	鉛直方向	
立形ポンプ	ピットバレル形ポンプ	コラム 先端部	10.0	1.0	
	立形斜流ポンプ				
	立形単段床置形ポンプ	ケーシング 下端部	10.0	1.0	
横形ポンプ	横形単段遠心式ポンプ	軸位置	3.2 (軸直角方向)	1.0	
	横形多段遠心式ポンプ		1.4 (軸方向)		
ポンプ駆動用 タービン	原子炉隔離時冷却ポンプ駆動用 蒸気タービン	重心位置	2.4	1.0	
電動機	横形ころがり軸受電動機	軸受部	4.7	1.0	
	横形すべり軸受電動機		2.6		
	立形ころがり軸受電動機		2.5		
	立形すべり軸受電動機				
ファン	遠心直結型ファン	軸受部 及びメカニカルシールケー シング	2.3	1.0	
	遠心直動型ファン	軸受部	2.6		
	軸流式ファン		2.4		
非常用ディーゼ ル発電機	中速形ディーゼル機関	機関 重心位置	1.1	1.0	
		ガバナ 取付位置	1.8	1.0	
往復動式ポンプ	横形3連往復動式ポンプ	重心位置	1.6	1.0	
弁 (一般弁及び 特殊弁)	一般弁 (グローブ弁, ゲート 弁, バタフライ弁, 逆止弁)	駆動部	6.0	6.0	
	ゴムダイヤフラム弁		2.7	6.0	
	主蒸気隔離弁		10.0	6.2	
	主蒸気逃がし安全弁		9.6	6.1	
	制御棒駆動系スクラム弁		6.0	6.0	

(参考文献)

- ・電力共通研究「鉛直地震動を受ける設備の耐震評価手法に関する研究 (H10～H13)」

4.2 電気的機能維持

電気的機能が要求される機器については、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(2) 電気的機能維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、その機器に要求される安全機能を維持するため、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動による応答加速度が各々の盤、器具等に対する加振試験等により機能維持を確認した加速度（以下「電気的機能確認済加速度」という。）以下であること、あるいは解析による最大発生応力が許容応力以下であることにより、機能維持を満足する設計とする。

上記加振試験では、まず、掃引試験により固有振動数を確認する。その後、加振試験を実施し、当該機器が設置される床における加速度以上での動作確認を実施する。または、実機を模擬した機器を当該機器が設置される床における模擬地震波により加振して、動作確認を実施する。

4.3 気密性の維持

気密性の維持が要求される施設は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(3) 気密性の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、発電所周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆を守るため、事故時に放射性気体の放出、流入を防ぐことを目的として、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」等による構造強度を確認すること、及び同じく地震動に対して機能を維持できる設計とする換気設備とあいまって、気密性維持の境界において気圧差を確保することで必要な気密性を維持する設計とする。

気密性の維持が要求される施設のうち、鉄筋コンクリート造の施設は、施設区分に応じた地震動に対して、地震時及び地震後において、耐震壁のせん断ひずみがおおむね弾性状態にとどまることを基本とする。その状態にとどまらない場合は、地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算定した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。

気密性の維持が要求される施設のうち、鋼製の構造物を含む原子炉格納容器バウンダリは、設計基準事故及び重大事故等時における内圧と地震力との組合せを考慮した荷重に対しても、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保する設計とする。この場合、格納容器貫通部においては相対変位量を考慮した処置を施す等、相対変位量を考慮した設計を行う。また、使用材料、製作及び保守に関しても管理を行うことで、地震時及び地震後において、気密性維持の境界において気圧差を確保し十分な気密性を維持する設計とする。

原子炉建屋原子炉棟の鉄筋コンクリート造の部分において、耐震壁については、「3.構造強度」に定める建物・構築物の許容限界であるせん断ひずみを用いて空気漏えい量を算定し、事故時に原子炉格納容器から漏えいした空気を非常用ガス処理系で処理できることを確認することで、スラブについては、地震時に生じる応力に対して弾性域内にとどまる設計とすることで、気密性維持の境界において気圧差を確保し、気密性を維持する設計とする。

緊急時対策所、中央制御室待避室及び第二弁操作室は、地震時及び地震後においてもその機

能を維持できるように、耐震壁については、せん断ひずみがおおむね弹性域内にとどまる設計とすることで、スラブについては、地震時に生じる応力に対して弹性域内にとどまる設計とすることで、気密性維持の境界において気圧差を確保し、居住性を維持する設計とする。

中央制御室は、地震時及び地震後においてもその機能を維持できるように、耐震壁については、「3. 構造強度」に定める建物・構築物の許容限界であるせん断ひずみを用いて空気漏えい量を算定し、設置する換気設備の性能以下であることを確認することで、スラブについては、地震時に生じる応力に対して弹性域内にとどまる設計とすることで、気密性維持の境界において気圧差を確保し、居住性を維持する設計とする。

4.4 止水性の維持

止水性の維持が要求される施設は、津波防護施設及び浸水防止設備であり、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(4) 止水性の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、防護対象設備を設置する建物及び区画に、津波に伴う浸水による影響を与えないことを目的として、基準地震動 S_s による地震力に対し、「3.1 構造強度上の制限」に示す構造強度の確保に加え、主要な構造体の境界部に設置する材料については、有意な漏えいが生じない変形に留めることで、止水性を維持する設計とする。

具体的には、止水性の維持が要求される施設の母材部については、基準地震動 S_s による地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して、おおむね弹性状態に留まることを計算により確認する。加えて、止水性の維持が要求される施設の取付部及び閉止部等のうち、間隙が生じる可能性のある境界部に設置した材料については、境界部において基準地震動 S_s による地震力に伴い生じる相対変位量が、材料の試験により確認した止水性が維持できる変位量未満であることを計算により確認する。また、止水性の維持が要求される施設が取付けられた、建物・構築物及び土木構造物の壁など、止水性の維持が要求される部位についても、基準地震動 S_s による地震力に伴い生じる荷重又は応力に対して、おおむね弹性状態に留まることを計算により確認する。

各施設の母材部並びに取付部及び閉止部等の境界部は、使用材料、製作及び保守に関しても十分な管理を行い、止水性が維持できるよう考慮する。

4.5 遮蔽性の維持

遮蔽性の維持が要求される施設は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(5) 遮蔽性の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、放射線業務従事者の放射線障害防止、発電所周辺の空間線量率の低減、居住性の確保及び放射線障害から公衆を守るために、鉄筋コンクリート造として設計することを基本とし、遮蔽性の維持が要求される生体遮蔽装置については、設計基準対象施設の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分に応じた地震動に対して、「3.1 構造強度上の制限」による構造強度を確保し、遮蔽体の形状及び厚さを確保することで、地震後における残留ひずみを小さくし、ひび割れがほぼ閉鎖し、貫通するひび割れが直線的に残留しないこととすることで、遮蔽性を維持する設計とする。

4.6 支持機能の維持

機器・配管系等の設備を支持する機能の維持が要求される施設は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(6) 支持機能の維持」の考え方に基づき、地震時及び地震後において、被支持設備が設計基準対象施設の場合は耐震重要度分類、重大事故等対処施設の場合は施設区分に応じた地震動に対して、以下に示す通り、支持機能を維持する設計とする。

(1) 建物・構築物の支持機能の維持

建物・構築物の支持機能の維持については、地震動に対して、被支持設備の機能を維持できる構造強度を確保する設計とする。

具体的には、Sクラス設備等の支持機能の維持が要求される建物・構築物が鉄筋コンクリート造の場合は、基準地震動 S_s に対して、耐震壁の最大せん断ひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすること、又は基礎等を構成する部材に生じる応力若しくはひずみが「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることで、Sクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。鉄骨造の場合は、基準地震動 S_s に対して、部材に発生する応力が「3.1 構造強度上の制限」による許容限界を超えない設計とすることでSクラス設備等の支持機能が維持できる設計とする。

耐震壁以外の建物・構築物の部位に関しても、耐震壁がせん断ひずみの許容限界を満足している場合は、耐震壁の変形に追従する建物・構築物の部位の健全性も確保されており、支持機能を確保していると考えることができる。

また、各建物間に生じる地震時相対変位について、各建物が相互に干渉しないよう適切な間隔を設けると同時に、各建物に渡る設備からの反力に対しても十分な構造強度を確保する設計とする。

(2) 屋外重要土木構造物の支持機能の維持

Sクラスの機器・配管系の間接支持機能を求められる屋外重要土木構造物については、地震動に対して、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力の許容限界に対して妥当な安全余裕をもたせることとし、それぞれ安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえた設定とする。

(3) 車両型の間接支持構造物における支持機能の維持

車両型の間接支持構造物については、地震動に対して、被支持設備の機能を維持できる構造強度を確保する設計とする。

また、地震時に車両等の転倒を防止するよう、加振試験等で車両全体が安定性を有し、転倒しないことを確認する設計、若しくは地震応答解析から得られた重心相対変位が転倒条件の相対変位以下となるよう設計することで、設置箇所における機能維持を満足する設計とする。

4.7 通水機能及び貯水機能の維持

通水機能及び貯水機能の維持が要求される施設は、V-2-1-1「耐震設計の基本方針」のうち「5.2(7) 通水機能及び貯水機能の維持」の考え方に基づき、非常時に冷却する海水を確保するための通水機能及び貯水機能の維持が要求される非常用取水設備は、地震時及び地震後において、通水機能及び貯水機能を維持するため、基準地震動 S_s による地震力に対して、構造強度を確保することで、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。

地震力が作用した場合において、構造部材の曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることとし、通水機能及び貯水機能が維持できる設計とする。